

官報

号外

昭和四十年三月二十三日

第四十八回 衆議院會議録 第二十一号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)

議事日程 第十九号

昭和四十年三月二十三日

午後二時開議

第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

第七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

の件(参議院送付)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出)

農地購買者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

畜産物価格審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、畜産物価格審議会委員に参議院議員渡辺勘吉君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(船田中君) 次に、土地調整委員会委員に江崎千津君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年一月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「通商局」を「貿易振興局」に改め、同条第二項中「輸出振興部、国際経済部及び」を「国際経済部、貿易振興局」に改める。

第八条第一項第二号中「取極の実施」を「取決めの実施(通商経済上の経済協力に係るものを除く。)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 輸入の増進、改善及び調整を図ること。

第八条第一項第五号を削り、同項第六号中「輸出及び輸入」を「他の内部部局の所掌に係る物資以外の物資の輸出」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同項第七号中「総括すること。」の下に「(貿易振興局の所掌に係るものを除く。)」を加え、同項第八号中「輸出及び」を削り、同項第九号中「通商手続」を「輸入手続」に改め、同項第十号中「通商」を「通商経済上の国際協力」に、「監督を行う」を「監督(通商経済上の経済協力に係るものを除く。)」を行なう」に改め、同項第十号の二から第十五号までを削り、同項第十六号を同項第十一号とし、同条第二項を次のように改める。

2 国際経済部においては、前項第六号、第七号及び第十号に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数国間の協定又は取決めに關する

ることをつかさどる。
第八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(貿易振興局の事務)

第八条の二 貿易振興局においては、左の事務をつかさどる。

一 輸出の増進、改善及び調整に関する事務を総括すること。

二 通商に伴う外国為替を管理すること。

三 輸出に關する税関長の指揮監督に關すること。

四 通商手続を監査し、及びその助行を図ること。(通商局の所掌に係るものを除く。)

五 輸出検査に關すること。

六 輸出保険に關すること。

七 輸出保険特別会計の經理を行なうこと。

八 デザインに關する指導及び奨励並びにその盗用の防止に關すること。

九 通商に關する団体の指導及び監督を行なうこと。(通商局の所掌に係るものを除く。)

十 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に關する事務を總括すること。(防衛施設庁の所掌に係るものを除く。)

十一 通商経済上の経済協力に關する事務を總括すること。

十二 通商経済上の経済協力に關する協定又は取決めの実施に關すること。

十三 アジア経済研究所に關すること。

十四 通商産業省の所掌に係る事業に關する賠償に關すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、通商の振興に關すること。

経済協力部においては、前項第十一号から第

通商産業省設置法の一部を改正する法律案 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件外三件

十四号までに掲げる事務及び同項第九号に掲げる事務のうち通商経済上の経済協力に關することをつかさどる。

第五十条第一項の表中「一一、二二、三三」を「一二、二七、二八」に、「一、三一、五五」を「一、四一、四二」に、「二二、七四、八五」を「二二、八五、八六」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「通商産業省通商局」を「通商産業省貿易振興局」に改める。

理 由

通商に關する事務の増大に対処し、その事務を円滑に運営するため、通商産業省の本省に貿易振興局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要旨は、現在膨大な規模となっている通

商局を二局に分割して、新たに貿易振興局を設置し、同局に経済協力部を移し、輸出振興部を廃止すること、定員を百三十九人増員すること等であります。

本案は、一月二十三日日本委員会に付託、二月四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月十九日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのでありますが、その要旨は、政府は、本案実施にあたっては、局の分割により二局で行なうことになる通商行政の一体的、総合的運営、特許等の出願処理の迅速化、実用新案制度の抜本的改善に特段の配慮をすべきであるというものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件(参議院送付)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百五十七年三月二十三日に東京で署名された議定書により補足され、かつ、千九百六十年五月七日に東京で署名された議定書によつて修正補足された千九百五十四年四月十六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をさらに修正補足する議定書を締結することを希望して、よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

第二条(1)を次のように改める。

(1) 同項(イ)第二文の次に次の規定を加える。

一方の締約国の企業は、他方の締約国に十二箇月をこえる期間建設、据付け若しくは組立ての工事を有する場合又は他方の締約国に存在する建設、据付け若しくは組立ての工事に関連し

て十二箇月をこえる期間当該他方の締約国において監督活動を行なう場合は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(2) 同項(イ)を削り、次の規定を置く。

(イ) 「日本の企業」とは、日本国内に居住する個人又は日本の法人その他の団体が日本国内で営む産業上又は商業上の企業又は事業をい、日本国の法人その他の団体」とは、日本国の法令に基づいて設立され、若しくは組織された会社その他の法人又は、日本国の租税の課税上、日本国の法令に基づいて設立され、若しくは組織された法人として取り扱われるすべての法人格のない組織をいう。

(3) 同項(イ)を削り、次の規定を置く。

(イ) 「産業上又は商業上の利得」とは、製造業、商業、農業、漁業、鉱業、金融業及び保険業の利得を含む。

(ii) 産業上又は商業上の利得には、次の形態の所得を含まない。

- (A) 配当
- (B) 利子
- (C) 賃貸料又は使用料
- (D) 個人が取得するその者の労働又は人的役務の報酬

(四) 一方の締約国の法人その他の団体が他方の締約国内の源泉から取得する所得で、第九条(2)に定める理由により同条(1)の規定に基づく免除を受ける資格のない個人の労働又は人的役務の提供によるもの

第二条

第三条(1)を改め、同項末尾に次のただし書を加える。

ただし、その恒久的施設が単に第二条(1)(イ)第三文に規定する形態のものである場合には、第六条(1)、第六条のA(1)及び(2)並びに第七条(1)の規定に従ふものとする。

第三条

第六条(1)を削り、次の規定を置く。

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人その他の団体が取得する利子は、次の場合には、当該一方の締約国により百分の十をこえる税率の租税を課されない。

(a) 受領者が当該一方の締約国内に恒久的施設を有しない場合又は

(b) 受領者が当該一方の締約国内に単に第二条(1)(イ)第三文に規定する形態の恒久的施設のみを有し、かつ、当該利子がその恒久的施設の営業、事業若しくは資産若しくはその恒久的施設が通常行なう種類の取引に關せられない場合

第四条

第六条の次に次の新たな条を加える。

第六条のA

(1) 一方の締約国の法人が他方の締約国の居住者又は法人その他の団体に支払う配当は、(2)の規定に従ふことを条件として、当該一方の締約国により次に掲げる税率の租税を課されない。

- (a) 百分の十五をこえる税率
- (b) 受領者が法人であるときは、次のことを条件として、百分の十をこえる税率

(i) 受領者である法人が、当該配当の支払の日に先だつ十二箇月の期間、支払者である法人の株式の百分の五十をこえる株式を単独で又は当該他方の締約国の三をこえない他の法人と協調して所有していたこと。ただし、当該他方の締約国の各法人が支払者である法人の株式の少なくとも百分の十を所有していた場合に限る。さらに、

(ii) 当該支払者である法人(主たる事業が貸付金の貸付けである法人を除く)の当該期間における粗利益の百分の二十五をこえる部分が、当該法人に支配されている法人から取得する利子及び配当以外の利子及び配当から生じたものでないこと。

(2) (1)の規定は、次の場合にのみ適用する。
(a) 配当の受領者が当該一方の締約国内に恒久的施設を有しない場合又は

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十二号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足

三四二

(b) 受領者が当該一方の締約国内に単に第二

条(1)(c)第三文に規定する形態の恒久的施設

(3) (1)(b)(i)において「支配されている法人」とは、

(4) (1)(b)(i)又は(3)の適用上、株式の所有に關する

(5) いずれか一方の締約国の租税について実質

第七條を削り、次の規定を置く。

第七條

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の

(a) 受領者が当該一方の締約国内に恒久的施

(b) 受領者が当該一方の締約国内に単に第二

(2) この条において「使用料」とは、著作権、芸術

放送用のフィルム又はテープ、産業上、商業上

又は學術上の設備その他これらに類する財産

第六條

第九條を次のように改める。

(1) 同条の初めの「一方の締約国」の前に「(1)」を加

(2) 同条に次の新たな項を加える。

(2) 一方の締約国の法人その他の団体の議決権

報酬については、当該法人その他の団体が他

株式の議決権又はすべての種類の株式の総

又は価額の株式を各自が直接又は間接に所有

は、前記と同様にして決定する。この所有割合

は、前記と同様にして決定する。この所有割合

(1)の規定を適用しない。もつとも、当該法人

たとしたならば(1)(b)の規定に基づき他方の締

約国の租税を免除されるような場合には、当

第七條

第十三條を次のように改める。

(1) 同条(1)を削り、次の規定を置く。

(f) 労働又は人的役務(自由職業の業務を含

(2) 同条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 著作権、芸術上又は學術上の著作物、特許

類する料金は、その締約国内の源泉から生ず

第八條

第十四條を次のように改める。

(1) 同条の初めの「二重課税」の前に「(1)」を加

(2) 同条(2)を削り、次の規定を置く。

(b) 日本国は、自国の居住者又は法人その他の

(3) 同条(3)を削り、次の規定を置く。

(2) この条の規定に従つて一方の締約国の租税

の地方政府が課する所得又は利得に対する租

(3) 日本国は、(1)(b)の規定により、日本国の租

(4) (1)(a)の規定は、第十條、第十一條及び第十

(1) この議定書は、批准されなければならない。

(2) この議定書は、批准書の交換の日に効力を生

(a) 第一條(2)及び(3)、第六條、第七條並びに第

(b) 第三條、第四條及び第五條の規定による改

(c) 第一條(1)及び第二條の規定による改正にあ

(d) 第三條、第四條及び第五條の規定による改

(3)(a) 第八條(3)及びこの条(2)の規定にかかわらず、

前に合衆国の市民、居住者又は法人その他の

団体が取得し、かつ、同一の市民、居住者又は法人その他の団体が引き続き保有する日本の法人の株式の前記の日以後に支払われる配当については、次の規定を適用する。

(i) 前記の日を開始する二年の期間内に支払われる配当にあつては、この議定書が効力を生じなかつたものとして、引き続き条約第十四条(c)の規定を適用する。

(ii) 前記の二年の期間に続く一年の期間内に支払われる配当にあつては、

(A) 日本国は、当該配当の受領者が日本国の居住者でないか又は日本国内に恒久的施設を有しない場合には、当該配当に対し、その支払われる源泉である法人の所得又は利得に対する租税のほか、百分の七・五をこえない税率の租税を課し、また、

(B) 条約第十四条(c)の規定は、この議定書が効力を生じなかつたものとして、引き続き適用する。ただし、同条(c)に規定する割合は、百分の十二・五に縮小されるものとする。

(b) (a)の規定の適用上、恒久的施設が存在は、第一条(i)の規定を考慮に入れないで決定する。

(c) (a)の規定は、日本の法人の議決権ある株式の少なくとも百分の十の株式を所有する合衆国の法人がその日本の法人から取得する配当については、適用しない。

(4) この議定書は、前記の千九百五十四年四月十六日の条約が有効である限り効力を有する。

千九百六十二年八月十四日に東京で、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大平正芳

アメリカ合衆国政府のために
エドウィン・O・ライシャウアー

昭和四十年三月二十三日 衆議院会議録第二十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書

日本国政府及びスウェーデン政府は、千九百五十六年十二月十二日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を修正補足する議定書を締結することを希望して、

よつて、このため、それぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

第一条を削り、次の規定を置く。

1 この条約の対象である租税は、次のものと

(a) 日本国においては、
所得税、法人税及び地方公共団体が課する所得に対する住民税(以下「日本国の租

税」という。)

(b) スウェーデンにおいては、
国税である所得税(船員税及び利札税を含む)、芸能人税及び地方税である所得税(以下「スウェーデンの租税」という。)

第二条

第二条1(j)を削り、次の規定を置く。

(j) (1) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

(2) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。

(aa) 管理所

(bb) 支店

(cc) 事務所

(dd) 工場

(ee) 作業場

(ff) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(gg) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

(3) 次のことは、「恒久的施設」には含まれないものとする。

(aa) 企業に属する物品又は商品をもつて保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(bb) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつて保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(cc) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつて保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(dd) 企業のためにもつて保管若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

ること。

(ee) 企業のためにもつて広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(4) 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(aa) 当該他方の締約国において行なわれている建設、据付け又は組立ての工事に関連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国において監督活動を行なう場合

(bb) 当該他方の締約国において第十条2にいう芸能人の役務で当該企業のために提供されるものを提供する事業を行なう場合

(5) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(j)(6)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを当該一方の締約国内に保有する場合

(6) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件

動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(7) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問われない)。法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみでは、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

2 第二条1(6)を削り、次の規定を置く。

(6) 「産業上又は商業上の利得」には、配当、利子、賃貸料、使用料、鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に関して支払われる料金、資産収益又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

3 第二条1(1)を削る。

第三条

第三条を削り、次の規定を置く。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得に対しては、その企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわない限り、当該他方の締約国において租税を課さない。一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、独立の立場で、取引を行なう独立の企業であるとするれば、その恒久的施設が当該他方の締約国内で取得すると見られる産業上又は商業

上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとす。恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、合理的にその恒久的施設に配分することができるとは、経費に算入することを認められるものとす。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、その企業のために恒久的施設が単に購入したにすぎない物品又は商品については、利得の計算上考慮しないものとす。

第四条

第六条を削り、次の規定を置く。

第六条

1 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する使用料に対して当該一方の締約国において課せられる租税の額は、その使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

2 この条約において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する支払金並びに船舶又は航空機の操縦船契約に基づいて受け取る料金を含み、鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に関して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。船舶又は航空機の操縦船契約に基づく使用料は、備給者がその居住者又は法人である締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国の居住者又は法人が特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案並びに映画フィルム(使用料の支払が予想されないフィルムを除く)を売却することにより他方の締約国内の源泉から取得する所得に対して当該他方の締約国において課せられる租税の額は、その所得に係る収入金額の十パーセントをこえないものとする。

5 4にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用される締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

6 1及び4の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その使用料又は所得がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。

第五条

第七条1を削り、次の規定を置く。

1 一方の締約国の法人が他方の締約国の居住者又は法人に支払う配当に対して当該一方の締約国において課せられる租税の額は、その配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。ただし、配当の受領者がその配当を支払う法人の議決権ある株式の五十パーセントをこえるものを、配当支払の対象となる課税年度の全期間を通じて、実質的に所有する他方の締約国の法人である場合には、その租税の額は、その配当の金額の十パーセントをこえないものとする。

2 第七条4の次に次の新たな規定を加える。

5 1の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。

6 いずれか一方の締約国において法人の利得に対する租税の税率が変更される場合には、両締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者は、この理由により1の規定を改正することが必要であるかどうかを決定するた

め、協議することができる。

第六条

第八条1を削り、次の規定を置く。

1 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する利子に対して当該一方の締約国において課せられる租税の額は、その利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

2 第八条2を削り、次の規定を置く。

2 この条約において「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子及びすべての種類の債権について償還された金額のうち貸付金額をこえる部分の金額をいう。

3 第八条4の次に次の新たな規定を加える。

5 1の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その利子がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。

第七条

第九条を削り、次の規定を置く。

第九条

1 政府の職務の遂行として提供された役務について、一方の締約国の政府(地方公共団体を含む)が支払い、又は当該政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬で当該一方の締約国の国民である個人に支払われるものについては、他方の締約国における租税を免除する。

2 この条の規定は、利得を得る目的で行なう営業又は事業に関して提供された役務について支払う給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬については、適用しない。

第八条

1 第十四条1(e)を削り、次の規定を置く。
(e) 労働又は人的役務に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬及び自由職業の役務に対する報酬は、それらの報酬が支払われ

る役務が行なわれた国の源泉から生ずる所得として取り扱う。また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、その締約国において行なわれたものとみなされる。

第十四条1(ロ)の次に次の新たな規定を加える。

(イ) 保険業を営む一方の締約国の法人との契約又は一方の締約国の法人との類似の契約に基づいて支払われる年金は、その年金が過去の役務の対価として支払われるものでない限り、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

第九条

第十五条1を削り、次の規定を置く。

1 日本国の納税者がスウェーデンから所得を取得し、その所得に対し、スウェーデンの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つてスウェーデンにおいて租税が課せられる場合には、当該納付されるスウェーデンの租税の額と等しい額は、日本国の法令の規定に従い、その納税者の所得に対して課せられる日本国の租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、控除が行なわれる前に、日本国の租税の額のうちスウェーデンから取得する所得に対応する部分として算出された額をこえないものとする。

2 第十五条2を削り、次の規定を置く。

2 日本国内の源泉から生ずる所得で、日本国の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて直接に又は源泉徴収等により日本国の租税を課せられるものは、スウェーデンの租税を免除される。

ただし、その所得が第六条1及び4並びに第八条1の規定が適用される種類の所得であつてスウェーデンの居住者又は法人がその支払を受ける場合には、スウェーデンの租税は、その所得の総額について課せられるが、そのスウェーデンの租税の額は、その所得の

金額の十パーセントをこえない額だけ減額されるものとする。

ただし、その所得が第七条1の規定が適用される配当であり、かつ、スウェーデンの居住者又は第七条2の規定によるその配当に対するスウェーデンの租税の免除を受けないスウェーデンの法人が日本の法人からその配当の支払を受けるときは、スウェーデンの租税は、その配当の総額について課せられるが、そのスウェーデンの租税の額は、それぞれの場合に於いて、その配当の金額の十五パーセント又は十パーセントをこえない額だけ減額されるものとする。

第十条

第十六条を削り、次の規定を置く。

第十六条

両締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者は、この条約の規定の実施、租税に関する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、それぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを相互に交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に関与し、又はこれらに関する異議についての決定に関与する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十一条

第十七条を削り、次の規定を置く。

第十七条

納税者が、自己がその居住者又は法人である締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者に対し、この条約のいづれかの規定に基づいて受ける権利を有する待遇を他方の締約国において受けなかつたことを明らかにするときは、当該大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者は、その二重課税を回避するため、当該他

方の締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者と協議するものとする。

第十二条

第十八条を削り、次の規定を置く。

第十八条

両締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者は、この条約の規定を実施するため、及びこの条約の適用又は解釈に関する困難又は疑義を解決するため、直接相互に通信することができる。

第十三条

第十九条3を削る。

第十四条

第十九条の次に次の新たな条を加える。

第十九条のA

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課せられており、又は課せられることがある租税又はこれに関連する要件と異なり、又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課せられることはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課せられる租税よりも不利に課せられることはない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者又は法人によつて直接に又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課せられており、又は課せられることがある租税又はこれに関連する要件と異なり、又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課せられることはない。

4 この条において「国民」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての会社

その他の法人及び日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われる法人格を有しないすべての団体

(b) スウェーデンについては、すべてのスウェーデン国民及びスウェーデンで施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、

(a) いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自国の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならず、また、

(b) 日本の法人についてその分配する利得に対して留保所得に対する率よりも低い率で租税を課する日本国の法令の規定及び類似の効果をも有するスウェーデンの法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十五条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにストックホルムで交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

3 この議定書は、前記の千九百五十六年十二月十二日の条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当に委任を受け、この議定書に署名した。千九百六十四年四月十五日に東京で、英語により、本書二通を作成した。

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号

日本国のために

大平正芳

スウェーデンのために

K・F・アルムクイスト

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約

日本国政府及びカナダ政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件

び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、所得税及び法人税（以下「日本国の租税」という。）
- (b) カナダにおいては、カナダ政府によつて課せられる各種の所得税（所得に対する老年者保障税を含む。以下「カナダの租税」という。）
- 2 この条約は、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後に日本国政府又はカナダ政府によつて課せられる他の租税についても、また、適用する。

第二条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
- (b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカナダをいう。
- (c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカナダの租税をいう。
- (d) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者であり、かつ、カナダの租税に關しカナダの居住者でない個人及び日本の法人をいい、「カナダの居住者」とは、カナダの租税に關しカナダの居住者であり、かつ、日本国の租税に關し日本国の居住者でない個人及びカナダの法人をいう。
- (e) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はカナダの居住者をいう。

(f) 「日本の法人」とは、次のもののうち、日本国内に本店又は主たる事務所を有するもので、カナダにおいて管理されず、かつ、支配されていらないものをいう。

(i) 会社

(ii) 会社以外の法人

(iii) 日本国の租税に關し法人として取り扱われる法人格を有しない団体

(g) 「カナダの法人」とは、カナダにおいて管理され、かつ、支配されている法人で、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいう。

(h) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はカナダの法人をいう。

(i) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「カナダの企業」とは、カナダの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(j) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はカナダの企業をいう。

(k) (i) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

(ii) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (aa) 管理場所
- (bb) 支店
- (cc) 事務所
- (dd) 工場
- (ee) 作業場
- (ff) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (gg) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事、十二箇月をこえる期間存続するもの

(iii) 次のことは、「恒久的施設」には含まれないものとする。

(aa) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(bb) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(cc) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。

(dd) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(ee) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（v）の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを当該一方の締約国内に保有する場合

(v) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋そ

の他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(vi) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で事業を行なう（恒久的施設を通じてかどうかを問わない）法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

(vii) 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(aa) 当該他方の締約国内で行なわれている建設、据付け又は組立ての工事に関連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合

(bb) 当該他方の締約国内で第十条にいう芸能人の役務を提供することを事業の全部又は一部として行なう場合

(1) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理人をいい、カナダについては、国税大臣又は権限を与えられたその代理人をいう。

2 一方の締約国がこの条約を適用する場合に、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関する自国の法令上有する意義を有するものとする。

第三条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国の租税を課さない。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その利得に對し、その恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、その恒久的施設が取得するものと見られる利得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に歸せられることはない。

5 1の規定は、一方の締約国が当該一方の締約国内で生じた配当、利子、貸付料又は使用料のような所得で他方の締約国の居住者が取得するものに對し、そのような所得が当該一方の締約国内にある恒久的施設に歸せられない場合においても、この条約の規定に従つて租税を課することを妨げるものと解してはならない。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ

れ又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五条

1 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶及び航空機の運用により取得する利得については、他方の締約国の租税を免除する。ただし、当該船舶及び航空機が、もつぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

2 千九百二十九年九月二十一日にオタワで交換された公文により構成された船舶の運用から生じた利得に對する所得税の相互免除に關する日本国政府とカナダ政府との間の協定は、この条約が適用される課税年度については、適用しないものとする。

第六条

1 一方の締約国の法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。ただし、その配当が当該一方の締約国内にある恒久的施設に歸せられる場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当（当該他方の締約国の居住者に支払うものを除く。）に對するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に對する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であることとを問わず、行なわれない。

第七條

1 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる利子に對して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。

2 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。ただし、その使用料が当該一方の締約国内にある恒久的施設に歸せられる場合は、この限りでない。

3 この条において「利子」とは、債券、証券、利付証券、社債その他のすべての種類の債権の利子及びすべての種類の債権について償還された金額のうち貸付金額をこえる部分の金額をいう。

4 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。ただし、その使用料が当該一方の締約国内にある恒久的施設に歸せられる場合は、この限りでない。

5 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム並びにテレビジョンに使用されるフィルム及びビデオテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用上の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

6 使用料は、2にいう財産が使用される締約国内で生じたものとされる。

7 一方の締約国の居住者が文学上、美術上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

8 一方の締約国の居住者が文学上、美術上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件

三四八

くは學術上の著作物(映画フィルム並びにテレビジョンに使用されるフィルム及びビデオテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程を売却することにより他方の締約国内で生ずる所得に對して当該他方の締約国が課する租税の税率は、その所得に係る収入金額の十五パーセントをこえないものとする。ただし、その所得が当該他方の締約国内にある恒久的施設に歸せられる場合は、この限りでない。

5 4にいう財産の売却から生ずる所得は、その財産が使用される締約国内で生じたものとされる。

第九条

1 政府の職務の遂行として日本国政府又は日本国の地方公共団体に提供された役務について日本国政府又は日本国の地方公共団体が個人に支払う給料、賃金又はこれらに類する報酬については、その個人が日本国の国民であつて、永住のためカナダに入国することを許可された者でないものである場合には、カナダの租税を免除する。

2 政府の職務の遂行としてカナダ政府又はカナダの地方公共団体に提供された役務についてカナダ政府又はカナダの地方公共団体が個人に支払う給料、賃金又はこれらに類する報酬については、その個人がカナダの市民であつて、永住のため日本国に入国することを許可された者でないものである場合には、日本国の租税を免除する。

3 この条の規定は、營利事業に關して提供された役務について支払うものについては、適用しない。

第十条

1 第九条、第十一条及び第十二条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が受ける人的役務(自由職業を含む)の報酬に對しては、その役務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該他方の締約国の租税を課さない。役務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その役務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国に對して租税を課することができる。一方の締約国の企業が雇用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該一方の締約国内で行なわれたものとみなす。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なつた人的役務(自由職業を含む)について受ける報酬については、いづれの年においても、次のことを条件として当該他方の締約国の租税を免除する。

(a) その者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、その役務が当該一方の締約国の居住者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、

(b) その報酬が当該他方の締約国内にその報酬の支払者が有する恒久的施設によつて負担されないこと。

3 2の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、職業運動家等の芸能人が受ける報酬については、適用しない。

一方の締約国内の大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため当該一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在する教授又は教員で、現在他方の締約国の居住者であり、又は当該一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものについては、その教育について受ける報酬に對し、当該一方の締約国の租税を課さない。

第十二条 現在一方の締約国の居住者であり、又は過去において一方の締約国の居住者であつた学生又は事業修習者でもつばら教育又は訓練を受けるため他方の締約国内に滞在するものがその生計、教育又は訓練のため受け取る金額に對しては、当該他方の締約国の租税を課さない。ただし、その金額が当該他方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第十三条

1 カナダの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて直接に又は源泉徴収により納付されるカナダの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の租税から控除されるものとする。

2 日本国の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて直接に又は源泉徴収により納付される日本国の租税は、カナダ以外の国において納付される租税をカナダの租税から控除することに関するカナダの法令の規定に従い、カナダの租税から控除されるものとする。

第十四条

1 両締約国の権限のある当局は、要請に応じ、この条約の実施及びこの条約の対象である租税に關する締約国の法令でそれに基づく課税がこの条約の規定に適合しているものの実施に必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關する者(当局を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 營業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第十五条

1 一方の締約国の居住者は、一方の締約国又は

両締約国の行為によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に對し、その事件について申立てをすることができ。

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するように努めるため、相互に協議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

第十六条

この条約の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第十七条

この条約の規定は、一方の締約国の租税の決定についてその国の法令が現在認めており又は将来認めることがある免除、減額、控除その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第十八条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておらず、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課され

ることではない。

2 この条において「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人及びいずれか一方の締約国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有すると有しないとを問わない。）をいう。

3 この条の規定は、一方の締約国が、自国の居住者でない者に対し、自国の居住者に対する課税の原則と異なる原則により課税することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにオタワで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、

(a) 日本国においては、

批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

(b) カナダにおいては、

(i) 批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた金額について源泉徴収される租税について、及び

(ii) 批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税について、

適用するものとする。

3 いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対して終了の予告を与えることによつて、この条約を終了させることができる。

きる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、

(a) 日本国においては、

その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

(b) カナダにおいては、

(i) その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた金額について源泉徴収される租税について、及び

(ii) その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する

各課税年度のその他のカナダの租税について、効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十四年九月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎

カナダのために

W・L・ゴードン

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年二月二十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約

日本国政府及びフランス共和国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次の規定を協定した。

第一条

この条約は、第二十条、第二十四条及び第二十五条の規定を留保して、一方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約が適用される租税は、次のものとする。

(a) フランスについては、個人所得税、補充税及び会社その他の法人の利得に対する税（以下「フランスの租税」という。）

(b) 日本国については、所得税、法人税及び地

方公共団体が課する所得に対する住民税（以下「日本国の租税」という。）

2 この条約は、海上運送及び航空運送の企業に關しては、第八条2に規定する租税についても適用する。

3 この条約は、1及び2に規定する租税と類似の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後に日本国又はフランスにおいて国又は地方公共団体が課する他の租税についても、また、適用する。締約国の国税当局は、各年の末に、それぞれの国の税法について行なわれた改正を相互に通知するものとする。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいい、「フランス」とは、フランス本国及び海外県（ガドループ、ギアナ、マルティニク及びレユニオン）をいう。

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフランスをいう。

(c) 「日本の法人」とは、会社その他の法人（日本国の租税に關し法人として取り扱われる法人格を有しない団体を含む。）で、日本国内に本店又は主たる事務所を有し、フランスにおいて管理されず、かつ、支配されていないものをいい、「フランスの法人」とは、法人又はフランスの租税に關し法人として取り扱われる団体で、フランスにおいて管理され、かつ、支配されており、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいう。

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件

三五〇

- (d) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者であり、かつ、フランスの租税に關しフランスの居住者でない個人及び日本の法人をいい、「フランスの居住者」とは、フランスの租税に關しフランスの居住者であり、かつ、日本国の租税に關し日本国の居住者でない個人及びフランスの法人をいう。また、「一方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はフランスの居住者をいう。
- (e) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業をいい、「フランスの企業」とは、フランスの居住者が営む産業上又は商業上の企業をいう。また、「一方の締約国の企業」とは、文脈により、日本国の企業又はフランスの企業をいう。
- (f) 「産業上又は商業上の利得」とは、第五条に規定する不動産から生ずる所得、第六条に規定する農業及び林業の所得、配当、利子（第十二条に規定する年金を含む）、貸貸料又は使用料として取得する所得、資産収益並びに人的役務の報酬を含まない。
- (g) 「国税当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は正当に権限を与えられたその代理者をいい、フランスについては、財政経済大臣又は正当に権限を与えられたその代理者をいう。
- 2 一方の締約国がこの条約を適用する場合に、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する自国の法令上有する意義を有するものとする。
- 第四条
- 1 この条約において「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業所
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建設又は組立ての工事現場で、十二箇月をこえる期間を継続するもの
- 3 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- (a) 当該他方の締約国内で十二箇月をこえる期間建設又は組立ての契約に係る工事に關して監督活動を行なっており、特にその有する監督の権限の大きさから判断して、当該契約を自ら履行していると認められる場合
- (b) 当該他方の締約国内で第十八条にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合
- 4 次の場合には、恒久的施設があるものとされることとはない。
- (a) 企業に属する商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用する場合
- (b) 企業に属する商品を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有する場合
- (c) 企業に属する商品を、もつばら他の企業による加工のため、保有する場合
- (d) 企業のためにもつばら商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を使用する場合
- (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を使用する場合
- 5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。
- (a) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- (b) その者が、当該企業によりあらかじめ締結された契約で引き渡すべき商品の数量並びに引渡しの日及び場所を確定していないものに從つて行なわれる注文に通常応ずるため、当該企業に属する商品の在庫を当該一方の締約国内に保有する場合
- 6 保険業を営む一方の締約国の企業が、当該企業を代表する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）を通じて、他方の締約国内で保険料を受領し、又は当該他方の締約国内で生ずる危険を保険する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- 7 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという事実のみによつては、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることとはない。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内で事業を行なう（恒久的施設を通ずるかどうかを問わない）法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。
- 第五条
- 1 不動産から生ずる所得に対しては、その不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、特に、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。
- 3 船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動態に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても適用する。
- 第六条
- 1 一方の締約国内に存在する農場又は森林について営まれる農業又は林業の所得に対しては、その締約国において租税を課することができる。
- 第七条
- 1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課する。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合には、その企業の産業上又は商業上の利得に対しては、その恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、その恒久的施設が取得するとみられる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。
- 3 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。
- 4 2の規定は、恒久的施設に歸せられるべき産業上又は商業上の利得を企業の利得の総額の当

該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課せられるべき産業上又は商業上の所得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げないものではない。ただし、この場合において用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようならなければならない。

5 恒久的施設が企業のために商品を購入したという事実によつては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる産業上又は商業上の利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第八条

1 第七条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶又は航空機の運用によつて取得する利得に対しては、その締約国においてのみ租税を課する。

2 船舶又は航空機の運用に関し、日本の企業はフランスにおいて営業税及び営業税附加税を免除され、フランスの企業は日本国において事業税を免除される。

3 千九百六十二年十二月二十一日にパリで交換された公文により構成された国際海上運送又は国際航空運送の利得に対する租税の相互免除に關する締約国間の協定は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日に効力を失ふものとする。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

1 日本の法人は、フランスに恒久的施設を有しない限り、フランスにおいて、フランスの統一税法第百九条2に規定する動産資本所得に対する租税を源泉徴収する義務を負わない。いかなる場合にも、同法第百九条2の規定により租税を課せられる所得の金額は、第七条及び第九条の規定に従つてフランスにある恒久的施設に帰せられるものとされる利得の金額をこえないものとする。

2 日本の法人は、フランスの法人の経営若しくは資本に参加し、又はフランスの法人との間にその他のなんらかの関係を有することを理由として、フランスにおいて、1の租税を源泉徴収する義務を負わない。

第十一条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、その配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において「配当」とは、株式、受益株式及び発起人持分その他の受益者持分（債権を除く）から生ずる所得並びにその他の持分から生ずる所得であつて、分配を行なう法人が居住者である締約国の税法により株式から生ずる所得とされるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を事実的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、恒久的施設に帰せられる利得に關する第七条の規定が適用される。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、その利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「利子」とは、公債、債券（担保の有無又は利得の分配を受ける権利の有無を問わない）、その他のすべての種類の債権から生じた所得、その他の所得で当該所得が生じた締約国の税法により貸付金から生じた所得とされるもの及び保険会社との契約その他の類似の契約に基づいて支払われる年金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を事実的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、恒久的施設に帰せられる利得に關する第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その利子を支払う基

設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務（船舶又は航空機の購入に關して負担したものを除く）がその恒久的施設について生じ、かつ、その利子をその恒久的施設が負担するときは、その利子は、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国内で生じ他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、その使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。この場合において、その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む）、の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸備船契約に基づいて受け取る料金をいう。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税

學術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の譲渡又はこれらの財産の使用の権利及び産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の譲渡から一方の締約国内で生じ、かつ、他方の締約国の居住者が取得した収益についても適用する。

1、2及び4の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収益の受領者が、その使用料又は収益が生じた他方の締約国内に、その使用料又は収益を生じた権利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、恒久的施設に帰せられる利益に関する第七条の規定が適用される。

との間の特別の關係により、支払われた使用料又は収益の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は財産を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。その場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第十四条

財産の譲渡から生ずる収益（第五条3及び第十三条4に規定する収益を除く。）に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課する。

(a) 一方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設の譲渡又はその恒久的施設若しくは固定的施設に属する資本的資産（船舶及び航空機を除く。）の譲渡から生ずる収益に対しては、その締約国において租税を課することができる。

(b) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に滞在中当該他方の締約国内で動産の譲渡から

取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(c) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式（当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設に属するものを除く）の譲渡から取得する収益は、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。この場合において、当該他方の締約国が課する租税の額は、その収益の金額の二十五パーセントをこえないものとする。

(i) 譲渡者が保有し又は所有する株式(他の関係のある者が保有し又は所有する株式で譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む)が、当該課税年度中のいずれかの時において、その法人の株式の

(ii) 譲渡者及び前記の関係のある者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が当該法人の株式の総数の五パーセント以上であること。

第十五条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が他方の締約国内に自己の活動を遂行するために通常使用することができると

定的施設を有しない限り、当該一方の締約国に
 においてのみ租税を課する。その者が他方の締約
 国内にそのような固定的施設を有する場合に
 は、その所得に対しては、その固定的施設に帰
 せられる部分についてのみ、当該他方の締約国
 において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十六条

1 第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務

に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課する。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務に關して取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課する。

(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該地方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該地方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

めに用いら

なわれる勤務に係る報酬に対しては、雇用者が居住者である締約国において租税を課することができる。

第十七条
一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者ある法人の役員の資格で取得する賞与、日当その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十八条
第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽等の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動に關して取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができ。

第十九条

第二十条 1 及び 3 の規定を留保して、一方の締

約国の居住者に対し過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、その締約国においてのみ租税を課する。

第二十条

1 公務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供された役務について、その締約国若しくは地方公共団体が支払い、又はその締約国若しくは地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む。)で、その締約国の国民である個人に支払われるものに対しては、その締約国においてのみ租税を課する。

2-1の規定は、利得を得る目的で行なう産業上又は商業上の活動に關して提供された役務については支払われる報酬又は退職年金については、適用しない。

3 一方の締約国における社会保険に属する法律上の制度に基づく給付に対しては、その締約国において租税を課することができる。

第二十一条

過去に於いて一方の締約国の居住者であつた学生又は事業修習者でもつばら教育又は訓練を受けるため他方の締約国内に滞在するものが自己の生活、教育又は訓練の費用にあつてゐるために受け取る金額に対しては、当該他方の締約国に

2 一方の締約国からの個人で、政府又は宗教、
 あるいは租税を課さない。ただし、その金額が当
 該他方の締約国内にある恒久的施設又は当該他
 方の締約国の団体により負担されるものである
 ときは、この限りでない。

慈善、學術、文芸若しくは教育の団体から支払われる主として勉学又は研究のための奨励金又は手当の受領者として、二年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その奨励金又は手当について、当該他方の締約国において租税を免除される。

3 一方の締約国からの個人で、その締約国の企業若しくは政府その他2に掲げる団体に雇用され又はこれらの者との契約に基づき、もつぱら

これらの者以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、一年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、自己の生計のための当該一方の締約国からの送金について、当該他方の締約国において租税を免除される。

第二十二條

一方の締約国からの教授又は教員で、大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため二年をこえない期間他方の締約国を一時的に訪れるものがその教育に關して取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課する。

第二十三條

一方の締約国の居住者の所得で前諸條に規定されていないものに対しては、その締約国においてのみ租税を課する。

第二十四條

1 (a) フランスの居住者である納税者が日本国から所得を取得し、その所得に対し、この条約の規定に従つて日本国において租税が課されるときは、フランスは、(b)の規定を留保して、その所得についてフランスの租税を免除するものとする。この場合において、この条約に基づいてフランスにおいて租税を課される所得に対しては、フランスの税法上本来租税を課されるべき所得の總額に対応する税率でフランスの租税を課することができる。

(b) フランスの居住者である納税者が日本国で所得を取得し、その所得に対し、第十一條、第十二條、第十三條及び第十四條2(c)の規定に従つて日本国において租税が課されるときは、フランスは、その所得をフランスの租税の課税標準に含ませることができるが、日本国において納付される租税の額と等しい額をその納税者に課されるフランスの租税から控除するものとする。ただし、その控除の額は、控除が行なわれる前に、フランスの租税の額のうち日本国から取得する所得に対応する部分として算出された額をこえないものとする。

る部分として算出された額をこえないものとする。

(c) (a)及び(b)において「フランスの居住者である納税者」とは、フランスの租税に關しフランスの居住者とされる個人並びに法人及びフランスの租税に關し法人として取り扱われる団体でフランスにおいて管理され、かつ、支配されているものをいう。

2 (a) 日本国は、日本国の居住者である納税者に対する租税の額を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、日本国の法令に基づいて租税を課することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含ませることができる。この規定は、第二十條1、第二十一條及び第二十二條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(b) 日本国の居住者である納税者がフランスから所得を取得し、その所得に対し、この条約の規定に従つてフランスにおいて租税が課されるときは、日本国の法令の規定に従い、フランスにおいて納付される租税の額と等しい額がその納税者に課される日本国の租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、控除が行なわれる前に、日本国の租税の額のうちフランスから取得する所得に対応する部分として算出された額をこえないものとする。

(c) (a)及び(b)において「日本国の居住者である納税者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者とされる個人及び日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人（日本国の租税に關し法人として取り扱われる法人格を有しない団体を含む）をいう。

第二十五條

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておる又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることとはない。

2 この條において「国民」とは、次のものをいう。

(a) フランスについては、フランスの国籍を有するすべての個人及びフランスで施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(b) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての会社その他の法人及び法人格を有しない団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるもの

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

4 一方の締約国の企業が資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接に又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

5 この條において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この條の規定は、
(a) 一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならず、また、
(b) 日本の法人についてその分配する利得に対して留保所得に対する率よりも低い率で租税を課する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十六條

この條約の規定は、一方の締約国の租税の額の決定に關してその締約国の法令によつて現在認められており又は将来認められることがある免除、救済、減額、控除その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第二十七條

1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国において執られる措置によりこの條約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の国内法で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の国税当局に対し、その事件について申立てをすることができ、

2 申立てが正当であると認められ、かつ、満足すべき解決をその国税当局が自ら与えることができないときは、その国税当局は、この條約に適合しない課税を回避するために他方の締約国の国税当局と協議するものとする。

3 両締約国の国税当局は、この條約の規定を実施するため、及びこの條約の適用に關する困難を解決するため、直接相互に通信することができ、

第二十八條

この條約の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官及び領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九條

1 この條約は、この條約が適用される租税と類似の性質を有する租税を課するフランス共和国の海外領域に対し、そのまゝ又は必要な修正を加えて適用することができる。この適用は、外交上の公文の交換その他の両締約国のそれぞれによつて定められる日から、そのようにして定められる修正及び条件（適用の終了に關する条件を含む）に従つて効力を生ずる。

2 両締約国が別の合意をしない限り、一方の締約国が第三十一條の規定に基づいてこの條約を終了させるときは、この條約の規定に基づいてこ

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十二号

の条約が適用された領域に対するこの条約の適用は、終了する。

第三十条

1 この条約は、両国のそれぞれの憲法に従つて承認されなければならない。この条約は、それぞれの国において憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、

(a) フランスにおいては、

(i) 第十一條、第十二條及び第十三條にそれぞれ規定する配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に關しては、この条約の効力発生の日以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに

(ii) その他の租税に關しては、通告の交換が行なわれた年以後の各年において、又はその各年に終了する事業年度において生ずる所得について、

(b) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、適用する。

第三十一条

この条約は、一方の締約国がこの条約を終了させるまで効力を有する。各締約国は、この条約の効力発生の日から五年を経過した後は、いずれの年においても、この条約を終了させる意思の通告をその年の末日の六箇月前に行なうことにより、この条約を終了させることができる。その場合には、この条約は、

(a) フランスにおいては、

(i) 第十一條、第十二條及び第十三條にそれぞれ規定する配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に關しては、終了について通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件

(ii) その他の租税に關しては、その通告が行なわれた年の翌年以後の各年において、又はその各年に終了する事業年度において生ずる所得について、

(b) 日本国においては、

前記の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十四年十一月二十七日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原 徹

フランス共和国政府のために

F・ルデック

追加議定書

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約に署名するにあたり、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

I

1 同条約第十一條2、第十二條2並びに第十三條2及び4の規定は、各締約国において、これらの諸条に規定する所得の受領者が同条約第三條にいう他方の締約国の居住者である場合において、前記の諸条に十五パーセント又は十パーセントと定める税率の最高限度をこえて租税が課せられるときに、その租税の額のうちそのこえる部分を徴収しないことによつて適用される。

2 一方の締約国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、他方の締約国内又は第

三国内に居住し、かつ、これらの者を派遣した国の国籍を有するものは、1の所得に対して当該一方の締約国において租税を納付することとされている場合には、当該一方の締約国の居住者とみなす。

3 1の規定にかかわらず、国際機関、その下部機関及び職員並びに両締約国以外の国の外交使節団の構成員又は領事機関の構成員であつて、一方の締約国の居住者であり、かつ、当該一方の締約国において1の所得に対する租税を免除されているものは、他方の締約国において、同条約第十一條2、第十二條2並びに第十三條2及び4の規定に基づく軽減された税率の適用を受けることができない。

II

1 同条約第十一條、第十二條及び第十三條に規定する所得の受領者で、これらの所得に対して源泉徴収される日本国の租税につき、十五パーセント又は十パーセントの軽減された税率の適用を受ける権利を有するものは、その軽減された税率の適用を受けようとするときは、これらの所得の支払者を経由して、その支払の前に、権限のある日本国の税務署に対して届出書を提出しなければならない。この届出書は、日本国の国税当局が定める書式に従つて作成されなければならない。

2 これらの所得の真実の受領者が1の軽減された税率の適用を受けたことが誤りであると確認されたときは、フランスの税務当局は、日本国の国税当局に対し、当該租税について追徴を行なうために必要な事項を記載した資料を送付する。

III

1 日本国の居住者で、同条約第十一條及び第十二條に規定する所得に対して源泉徴収されるフランスの租税につき、十五パーセント又は十パーセントの軽減された税率の適用を受ける権利を有するものは、その軽減された税率の適用を受けようとするときは、これらの所得の支払の時までに、当該所得の支払者又は支払者によりその

の証券に係る業務を委託された機関に対して申請書を提出しなければならない。

2 その申請書は、申請に係る証券及び所得を詳細に記載したものでなければならない。また、フランスの居住者であるそれぞれの支払者について所得の種類(配当及び利子を含む)別に作成されなければならない。申請書は、日本国の国税当局によつて利用者の用に供される特別の書式に従つて二通作成されなければならない。

3 申請者又は銀行その他の申請者の代理人は、この申請書においてその所得の受領者が同条約第三條にいう日本国の居住者であることを明らかにし、当該受領者の住所若しくは居所地又は本店若しくは主たる事務所所在地を管轄する日本国の税務署に対してその二通の申請書を送付する。

4 その税務署は、当該所得の受領者が日本国の租税に關し日本国の居住者であることを確認し、その申請書にその旨を証明する。その税務署は、申請書の一通を保存し、他の一通を申請者に返却する。

5 フランスの居住者であるこれらの所得の支払者又は支払者によりその証券に係る業務を委託された機関は、税率軽減の申請書の送付を受けるときは、配当については十五パーセント、利子については十パーセントの税率で源泉徴収されるフランスの租税の額のみをその所得の金額から控除した金額を、必要に応じて為替管理に關する規定に従つて、支払うものとする。

6 フランスの居住者であるこれらの所得の支払者は、同条約に定める軽減された税率で源泉徴収を行なつた場合には、フランスの税務当局が定める期間内に、その税務当局が定める様式に従つて、動産資本所得について源泉徴収した租税の納付に關して当該支払者を管轄する税務署に対し、その税率軽減の申請書を送付する。

千九百六十四年十一月二十七日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書

二通を作成した。

日本国政府のために

萩原徹

フランス共和国政府のために

F・ルデユク

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長安藤覺君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 ただいま議題となりました四案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、アメリカ及びスウェーデンとの修正補足議定書について申し上げます。

わが国は、アメリカ及びスウェーデンとの間に、二重課税の排除のための租税条約を締結しておりましたが、今回この条約を修正、補足するための交渉が成立し、この二議定書がそれぞれ署名されたのであります。

この二議定書のおもな内容は、アメリカとの議定書においては、配当の源泉課税を相互主義に改めたこと、利子及び著作権、特許権等の使用料に対する税率を引き下げたことであり、スウェーデンとの議定書においては、条約の対象となる租税の中に地方税を加えたこと、著作権、特許権等の使用料、配当、利子等の税率を引き下げたこと等でありま。

次に、カナダ及びフランスとの租税条約について申し上げます。

わが国は、カナダ及びフランスとの間に、二重課税排除のための租税条約を締結する交渉を進めておりましたが、交渉が成立し、この二条約がそれぞれ署名されたのであります。

この二条約の内容は、ほぼ同様でありまして、企業の産業上または商業上の利得の課税基準、船舶及び航空機の運用によって取得する利得に対する租税の免除、配当所得等の課税限度、自由職業その他の役務の報酬に対する課税方式、教授、学生、短期旅行者等に対する租税の免除、二重課税の排除方法、租税上の内国民待遇の相互供与等について規定しております。

この四案件は、参議院において承認され、アメリカ、スウェーデン及びカナダとの三案件は三月十七日、フランスとの案件は二月二十六日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、三月十九日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本四案件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

四件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、四件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件外三件 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一案

日程第六 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君)

日程第六、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右 閣会に提出する。
昭和四十年二月十日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(外貨債務の保証)
第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額(法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができ金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ)の範囲内において、保証契約をすることができ。

一 日本開業銀行
二 日本輸出入銀行
三 日本国有鉄道

四 日本電信電話公社
五 日本道路公社
六 首都高速道路公社
七 電源開発株式会社
八 その他政令で定める法人

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの(地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。)に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができ。

一 日本開業銀行
二 日本国有鉄道
三 日本電信電話公社
四 地方公共団体
五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人
ロ 特別の法律により設立された法人(イに規定する法人を除く。)で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができ。

第三条の見出しを「(債券の発行等)」に改め、同条第一項中「日本開業銀行又は日本輸出入銀行は、その『第二条第一項各号に掲げる法人は、』に、『基き』を『に基づき』に改め、『必要があるときは』の下に、『他の法律の規定による場合のほか』を加え、同条第二項中「外資に関する法律」を「第二条第一項各号に掲げる法人が、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等へ引き渡すための債券(以下「引渡債券」という。)を発行した場合において、外資に關

する法律に、「前項の債券」を「引渡債券」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券又は外貨債(外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限り。以下この項において同じ。)の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前項の主務大臣は、同項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

(一般担保)

第四条 第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをしてい

(利子等の非課税)

第五条 第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち國際復興開發銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの(以下この条において「債券等」という。)の利子及び償還差益(その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法

(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、債券等の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

(関係法律の廃止)

一 國際復興開發銀行からの外資の受入について日本開發銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第六号)

二 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭和三十三年法律第三十三号)

三 東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭和三十八年法律第三十六号)

(関係法律の一部改正)

3 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項ただし書中「鉄道債券」の下に「及び政令で定めるところにより、外貨鉄道債券(外国通貨をもつて表示する鉄道債券をいう。以下同じ。)を失つた者からの請求によりその者に交付するためにする外貨鉄道債券」を加え、同条第二項中「鉄道債券」の下に「同項ただし書の政令で定めるところにより、外貨鉄道債券を失つた者からの請求によりその者に交付するために発行する外貨鉄道債券を除く。」

を加え、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

4 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「発行」の下に「(外国通貨をもつて支払われる北海道東北開發債券、公営企業債券又は中小企業債券を失つた者からの請求によりその者に交付するためにするこれらの債券の発行を除く。)」を加える。

5 日本開發銀行法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三及び第三十七条の四を削る。

6 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第五項中「及び公社に対して資金の貸付けをしている國際復興開發銀行を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを削り、第十五項を第十一項とする。

7 電源開發促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条第一項中「及び公社に対して資金の貸付けをしている國際復興開發銀行」を削る。

第二十七条中「外貨で支払わなければならない債務」の下に「(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加える。

第三十九条第二号中「第二十四条第一項ただし書」を「第二十四条ただし書」に改める。

8 國際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加える。

9 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「電信電話債券に係る債務」の下に「(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)以下「特別措置法」という。第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を、「外貨をもつて支払われるものに係る債務」の下に「(特別措置法第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加える。

10 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三中「債券」の下に「外国通貨をもつて支払われる債券を除く。)」を加える。

11 日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「債務」の下に「(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加える。

12 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「宅地債券に係る債務」の下に「並びに國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務」を加える。

13 愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「債務」の下に「(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保

証契約をすることが出来る債務を除く。」を加える。

14 石油資源開発株式会社法(昭和三十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」を加える。

15 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第二十八条第一項中「(次項の規定により保証することが出来る債務を除く。)」を「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」に改め、同条第二項を削る。

16 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「債務」の下に「(外国通貨をもつて支払われる債務を除く。)」を加える。

17 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「債務」の下に「(外国通貨をもつて支払われる債務を除く。)」を加える。

18 航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」を加える。

19 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第三十八条の二第一項中「(次項の規定により保証することが出来る債務を除く。)」を「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」に改め、同条第二項を削る。

20 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項中「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」を加える。

21 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」を加える。

22 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)」を加える。

23 (関係法律の廃止又は改正に伴う経過措置) 愛知用水公団がこの法律の施行前に愛知用水公団法(昭和三十年法律第四十一号)第三十四条第二項の規定により国際復興開発銀行と締結した外貨資金の借入契約に基づき同法第三十五条第一項の規定により発行する債券及び農地開発機械公団がこの法律の施行前に農地開発機械

公団法(昭和三十年法律第四十二号)第二十四条第二項の規定により国際復興開発銀行と締結した外貨資金の借入契約に基づき同法第二十五条第一項の規定により発行する債券については、これらの債券を国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第五条第一項に規定する引渡債券とみなして、同条の規定を適用する。

24 この法律の施行前に発行された旧大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行された外貨地方債証券に関する特別措置法第二条又は旧東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行された外貨地方債証券に関する特別措置法第二条に規定する地方債証券、附則第五項による改正前の日本開発銀行法第三十七条の四に規定する外貨債券並びに附則第六項による改正前の日本電信電話公社法第六十二条第二項及び第十三項に規定する外貨電信電話債券に係るこれらの規定に規定する利子又は差益については、これらの規定は、なおその効力を有する。

25 この法律の施行前に、旧大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第一条、旧東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法第一条又はこの附則による改正前の日本開発銀行法第三十七条の三、日本電信電話公社法第六十二条第八項、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律、日本道路公団法第二十八条第二項、首都高速道路公団法第三十八条の二第二項若しくは電源開発促進法第二十七条の規定により政府がした保証契約については、これらの規定は、なおその効力を有する。

理 由

国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入れ又は外貨債の発行の円滑化に資するため、外貨債務

についての政府の保証を予算をもつて定める総額の範囲内で実情に即して行なうことが出来ることとする。同時に、国際復興開発銀行へ引き渡すための債券の発行、一般担保及び利子等の非課税に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及びみりん」を「、みりん及び果実酒類」に改める。

第十九条第一項中「第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項」を「役員の名、住所及び資格」に改める。

第四十二条第五号中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改め、同条第六号中「前号イ又はホに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 組合員が製造し又は移出する酒類の原料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

ロ 組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制(規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。)

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一案

三三八

ハ 組合員が販売する酒類の品種又は意匠に
関する規制

第四十三条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をする場合において、その認可の申請に係る酒類業組合の組合員の酒類製造業又は酒類販売業について前条第五号に規定する事態が生じているかどうかを判断するときは、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

最近における酒類の取引の状況等にかえりみ、酒類業組合等が、その組合員の経営の合理化のために必要がある場合において、その組合員が販売する酒類の販売方法につき規制を行なうことができることとし、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

第八十四条第一項中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改める。

○古田重延君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

初めに、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八条第四項中「中小企業団体の組織に関する法律の下に」、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)を加え、「農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会」を「及び中央会」に改める。

この法律案は、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れまたは外貨債の発行の円滑化に資するため、主として次の四点について改正を行なうこととしたしております。

4 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による組合、連合会又は中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に関する部分は、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税について

すなわち、まず第一に、従来、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れ及び外貨債についての政府保証の限度額は、保証を受ける各法人ごとに定められておりましたが、これを予算をもつて定める総額の範囲内で一括して定めることができることとしたしております。

第二に、国際復興開発銀行へ引き渡すための債券の発行及び外国の銀行、信託会社等への事務委託に関する規定を設けることとしたしております。

第三に、国際復興開発銀行から外貨資金の借り入れをしている法人の財産について、特定の者が優先弁償を受ける権利を有することとされているときは、国際復興開発銀行はそれと同一順位の優先権を有することとしたしております。

第四に、引き渡し債券及び外貨債の利子及び償還差益については、原則として非課税としたしております。

この法律案につきましては、審査の後、去る十九日、質疑を終了いたしました。日本社会党を代表して武藤山治君が討論を行ない、不特定外資の導入は、一歩誤れば、財政法律主義を避けて、財政行政主義を強めるおそれのあること及び国会の審議権が縮小されること等の理由をあげて、本案に対し反対の意見を表明いたしました。

次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における酒類の取引の状況等に顧み、主として次の三点について改正を行なうこととしたしております。

すなわち、まず第一点は、御承知のとおり、酒類業組合等は、原価の引き下げ等組合員の経営の合理化を遂行するため、特に必要がある場合には、酒類の原材料の購入または酒類の品質等について、いわゆる合理化カルテルとしての規制を行なうことができることとなっておりますが、今回、さらにこれらに加えて、酒類の販売方法につ

いても規制を行なうことができることとしたしております。

第二点は、昨年の六月一日より酒類の基準販売価格が事実上廃止されたもので、これに即応して、酒類業組合等がその事業として行なうことができるいわゆる不況カルテルの要件についてその表現を改めるとともに、大蔵大臣が協定の認可をするにあたって不況の事態が生じているかどうかを判断する場合には、中央酒類審議会に諮問して定める基準に従わなければならないこととしたしております。

第三点は、酒類業組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、農協等の例にならい、固定資産税を課さないこととし、このため、この法律の附則において、地方税法の一部を改正することとしたしております。

この法律案につきましては、審査の後、去る十九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第八、国立養護教諭養成所設置法案を議題といたします。

国立養護教諭養成所設置法案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(目的) 国立養護教諭養成所設置法

第一条 この法律は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の養成を図ることを目的とする。

(設置)

第二条 養護教諭の養成を行なう教育施設として、国立養護教諭養成所(以下「養成所」という。)を設置する。

2 養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道学芸大学 養護教諭養成所	北海道	北海道学芸大学
岡山大学養護教諭養成所	岡山県	岡山大学

(修業年限)

第三条 養成所の修業年限は、三年とする。

(入学資格)

第四条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

(職員)

第五条 養成所に、所長を置く。

2 所長は、当該養成所に附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

第六条 養成所に附置される国立大学の学長(次項において「学長」という。)は、養護教諭(小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の養護教諭に限る。以下この項において同じ。)の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができる。また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に養護教諭となり、かつ、引き続き政令で定める期間養護教諭として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収(前項の規定により徴収を猶予された者に係る

授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収)を猶予することができる。

(大学への編入学)

第七条 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することができる。

(省令への委任)

第八条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正)

2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「研究又は教育に従事する者」の下に、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第一号)による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「国立の学校及び」を「国立学校及び」に改める。

第十六條(見出しを含む)中「国立の学校」を「国立学校」に改め、「国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)」の下に、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第一号)」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

4 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二の次に次の一条を加える。

(中学校の教員の特例)

第十六條の三 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第一号)による国立養護教諭養成所(別表第二及び第六において「国立養護

教諭養成所」という。)を卒業した者について

は、第五條第一項本文の規定にかかわらず、保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

別表第二の二級普通免許状の項のイの次に次のように加える。

イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること。

別表第六の所要資格の項第四欄中「大学」の下に、「国立養護教諭養成所」を加え、同表の備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 二級普通免許状の項に掲げる基礎資格を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第二條第一項に規定する国立学校」の下に、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第一号)第二條第一項に規定する国立養護教諭養成所」を加える。

理 由

養護教諭の養成を図る機関として、国立養護教諭養成所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員長渡海元三郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔渡海元三郎君登壇〕

○渡海元三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、養護教諭の需給の実情にかんがみ、国立の養護教諭養成所をそれぞれ北海道芸芸大学及び岡山大学に付置して、養護教諭の養成を行なうとするものであります。

本案は、去る二月六日内閣から本院に提出され、同日当委員会に付託となり、二月十日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、三月十九日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決されました。

次いで、八木徹雄君外四名から、本案に対し、本養成所の増設をすみやかに実現するよう努力するとともに、養護教諭が保健の教科を担当する場合は労働過重にならないよう配慮すべきである旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案の趣旨の説明を求めます。総理府総務長官白井莊一君。

〔政府委員白井莊一君登壇〕

○政府委員(白井莊一君) 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

戦後行なわれました農地改革は、あらためて申し上げるまでもなく、農業生産力の発展と農村の民主化の促進を目的として、百八十万町歩にのぼる農地を国が買収し、これを農民に売り渡すことによりまして、わが国の農業及び農村に大きな変革をもたらしたものであります。この結果、農村の民主化は進み、農業生産も終戦後の混乱を脱し、ひいては今日に至る農業生産力の飛躍的発展、農家経済の安定向上の基礎を確立したのであります。今日、今日の農業、農村は、この画期的な農地改革を抜きにしては考えることができないと言つても決して過言ではないと存じます。

さらに、戦後今日に至る農業、農村のわが国社会、経済におきます地位から申しまして、この農地改革は、ひとり農業、農村のみならず、わが国の民主化、戦後経済の再建、ひいては今日の日本経済の繁栄に大きく寄与したことは、これまたここにあらためて申し上げるまでもないことと存じます。

しかし、この農地改革の輝かしい成果の反面におきまして、それが画期的な変革でありましたことから、農地改革により農地を買収された人々の中には、その生活や経済状態に大きな変動を来た

した者も少なからず存在いたしました。これらの人々が、その後の経済変動と相まち、農地を手放したことに對して相当の心理的影響を受け、それを現在まで持ち続けてきたこともまた否定することはできないのであります。

このような事情を背景といたしまして、政府は、この問題の公正な解決をはかるため、昭和三十八年総理府に臨時農地等被買収者問題調査室を設けて調査、検討に当たると等、鋭意かつ慎重な努力を重ねてまいつたのであります。ところが、本年度に入りまして、これらの調査、検討を了したような次第であります。

この結果、政府は、この問題に対する世論の動向等を勘案いたしました。この際、農地改革における農地被買収者の貢献を多とするとともに、その受けた心理的影響をも考慮して、これらの人々に対する報償を実施することが適切であると考へ、この法律案を提案することとした次第であります。(拍手)

以下、この法案の概要について御説明いたします。まず第一に、給付金の支給を受けることができる者として、農地被買収者とその者が法律の施行前に死亡したり解散したりしております場合のその遺族や解散法人の一般承継人とを定めております。ここで農地被買収者と申しますのは、旧自作農創設特別措置法によりまして農地を一畝以上買収された者をさしております。この場合に、一方で旧自作農創設特別措置法により農地の売り渡しを受けている農地被買収者につきま

しては、買収された面積から売り渡された面積を差し引いて被買収農地の面積を計算することとしております。これら買収された農地や売り渡された農地の面積は、いずれも、畑につきましては

その面積に六割を乗じ、北海道の農地につきましてもその面積に一定の割合を乗じて計算することとしております。

また、給付金の支給を受ける遺族の範囲は、死亡した農地被買収者の配偶者、子、孫及び父母としております。これらの者の間の順位は、おおむね相続の順位に準じて定めておりますので、子、孫、父母の順となり、配偶者は常に先順位者と同順位となる次第であります。なお、農地被買収者やその遺族等でありまして、外国人とか政令で定める一定の法人、団体などは給付金の支給を受けることができないものとしております。

第二に、給付金の額についてでございますが、これにつきましては、前に述べました面積の計算方法によりまして、その被買収者の面積が一反歩以上であるか、一反歩未満であるかによつて二様の定め方をいたしております。

まず、一反歩以上の者につきましては、二万円にその被買収農地の面積の反数を乗じて算定することとしております。その面積が一町歩をこえます場合には、一町から二町までは五割、二町から三町までは三割、三町以上は一割というように、この二万円を減額いたしますとともに、これらの計算の結果、支給金額が百万円をこえることとなります場合には、百万円で頭打ちすることとしております。

次に、一反未満の者につきましては、一律一万円を支給することとしております。

なお、遺族や解散法人の一般承継人につきましては、これらの者にかかる被買収農地について、いま御説明いたしました方式で計算した金額と同額を支給することとしております。

第三に、給付金の具体的支給の方法、手続で

ざいます。

給付金の支給は、有資格者の申請に基づいて行なうこととしておりますが、この申請は昭和四十二年三月三十一日までにしていただき、この期間内に請求しない者については、給付金を支給しないこととしております。

また、給付金は、一反歩以上にあつては十年、一反歩未満にあつては五年の償還とし、無利子の記名国債をもって支給することとしております。

以上のほか、給付金を受ける権利や国債についての譲渡等の制限、給付金についての所得税や所定の書類についての印紙税の非課税、不正手段により給付金を受給した者に対する措置、給付事務や償還金の支払いの実施機関に関する定め等所要の事項を規定いたしております。

以上が、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山内広君。

〔山内広君登壇〕

○山内広君 私は、ただいま趣旨説明のありました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に対し、日本社会党を代表し、深い怒りを込めながら、以下若干の質疑をいたすものであります。(拍手)

そもそも本法律案は、去る第四十六国会にも提案されたものであり、しかも、当時は会期まさに

終わらんとする数時間前に提案、その提案理由の説明もなされないままに審議終了になったのであります。何ゆえこのようになされた提案のしかたをしたのか。そもそもこの法案は、国民の声を無視したものであり、かつ、調査会の答申にもそむき、全く党利党略以外の何ものでもなかったからであります。(拍手)

昭和二十八年十二月、農地改革に関する最高裁判所の判決があつてからは、歴代の政府は、一貫して旧地主に対しては再補償はしない、また再補償する義務もないと、常に言明してまいつたところでありました。しかるに、旧地主団体とそれを支持する一部与党議員は、執拗に再補償を要求して政府や自民党幹部に働きかけ、その結果、ついに政府はその圧力に屈し、みずからの言明をひるがへして、この法案を提案するに至つたのであります。

(拍手) その後の新聞論調や投書等にも見られるごとく、この再補償については、旧地主の一部の人々を除いては、一人として賛成している者はおられません。それゆえこの法案は全く党利党略的の法案と私はあえていわざるを得ないのであります。

(拍手) 私は、かかる前提に立つて、佐藤総理大臣並びに関係各大臣に若干の問題点をあげて質問をいたします。

まず第一に、佐藤総理は、あの農地改革について、その意義をいかに把握され、どのように評価しておられるかという点であります。

申し上げるまでもなく、この農地改革は、農調法制定以来、久しきにわたつて考究されてまいりました自作農創設事業の成果でありまして、おそれ早かれ、旧地主制度は崩壊し、働く農民に解放の喜びを与えなければならぬ歴史的運命のも

とにあつたのでありまして、敗戦はその改革を促進したにすぎないのであります。もし、この改革が断行されなかつたとするならば、当時の社会情勢から見て、小作争議は激発し、食糧不足に苦しんでいた国民に大きな不安と動揺を生ぜしめ、政治的経済的な大混乱を引き起こしたであらうことは、国民すべてが認めるところであります。すなわち、この血を見ざる一大改革こそ、わが国経済の安定と農村の民主化の基盤をつくつたものといわなければなりません。

しかるに、その後の政府の農業政策はいかがでありましたか。農業基本法に基づく食糧の切り捨て、農地法の改正による農地保有面積の制限緩和の動き、そしていままた、旧地主に再補償はしないというたびたびの言明にもかかわらず、補償を報償といふことばでごまかして給付金を支給し、旧地主を勇気づけようとしているように、そのいずれを見ても、あの歴史的意義を有している農地改革を否定し、戦前の旧地主制度という亡霊を復活させようと意図しているものと断ぜざるを得ないのでございます。(拍手)

この農地改革の意義と評価を、総理はいかに考へておられますか。あわせて農林大臣の明確なる御所見を伺いたいののであります。

第二に承りたいことは、昭和二十八年十二月になされた農地買収に関する最高裁判所の判決についてであります。

そもそもこの問題は、農地改革が実施された直後から、旧地主は、当時のインフレ等から見ても、その対価は正当ではなく、憲法第二十九条の正当な補償に違反しているとして訴えを起したのであります。これに対し最高裁はこの訴えをしりぞけ、農地改革は正当な法律に基づき、正当な補償

によつて行なわれたもので、合憲であるという判断を下したのであります。(拍手) しかるに、前に申し述べましたとおり、政府の農地政策の後退と動揺とに乗じ、農地解放は誤れる占領政策の所産であるとか、この最高裁の判決は正しくないとか主張し、農地補償の強い要求が起り、一部の与党と結び、今日この無謀な法案の提出となつたことは、はなはだ遺憾なことでありました。

政府は、これまで、この判決は権威あるものであり、十分尊重するとともに、再補償は絶対に行なわないと、幾たびも言明してまいつたにもかかわらず、本法案の中身は、これまでの言明を裏切り、その名は給付金支給となつておりますけれども、それはことばのごまかしであり、その実質は補償であることに変わりはないのであります。もし政府のいう通りに、日本経済の発展等に貢献したことに報いるための報償として支給するものであるとしても、政府はすでに農地改革の当時、旧地主に対しては、買収価格のほかに、別に報償金を加算の上支給しておるのであります。いまとなつてこのような処置を重ねることは、実に不当な処置といわざるを得ないばかりか、さらに、単なる金銭の問題ばかりでなく、別に重大な問題をも含んでいるものといわざるを得ません。政府は、常に国民に対しては順法の精神を説きながら、その行為においてはみずから最高裁の判決を無視し、その権威を傷つけ、順法の精神をじゅうりんしようとしていたのであつて、私は、政府のこの暴挙を断じて許すことができないのであります。

(拍手) この点に關し総理の明快なる御答弁をいただきたいのであります。

第三は、さきの安保国会の混乱に乗じて強引に

設置された農地被買収者問題調査会の答申及び總理府の臨時農地等被買収者問題調査室の調査結果に關連してお尋ねいたします。

両調査機関の調査結果の発表によりますと、旧地主に対し再補償すべきであるとはどこにも述べられておりません。答申では、生活上、生業上困っている者に対する生業資金の貸し付けの措置と、子弟教育に困っている者に対し育英制度の運用において配慮を加えることなどを適当とし、他方、調査室の世論調査では、約六〇%の人が、現在困っている者だけに何らかの措置を講ずれば足りるということが明らかにされているのであります。さらに、この両調査によりますと、旧地主の生活水準は、一般の農家に比してはるかに高いばかりでなく、一般国民に比しても良好であることがきわめて明瞭になっているのであります。もちろん、現在真に生活に困窮している人々に対しては、それが旧地主であろうと一般農民であろうと区別することなく、社会保障制度の一般的条件の中にいて適切な措置を講ずることは当然であり、日本社会党もこの点を強く主張しておるのであります。ただ旧地主であつたという理由だけで特別の措置を行なうことには、絶対に賛成するわけにはまいりません。(拍手)

本法案の内容は、多くの時間と多額の費用をかけて調査した結果を全く無視し、旧地主の生活水準のいかんにかかわらず、買収された農地面積の割合によつて一律にすべての旧地主に給付金を支給しようとしているのであります。政府が幾ら詭弁を弄し、補償を報償といえようと、それは再補償であることに相違はないのであります。一方においては、国民金融公庫法を改正して、旧地主に対して特別の融資を行なうとして、旧地主

にかかわらず、何ゆえまたまたこのような再補償を行なおうとするのか。なるほど先ほどの趣旨説明では、被買収者が日本経済の発展等に貢献したことを多とするとともに、その受けた心理的影響を考慮して報償を実施するものであると、一応理由らしいものを申し述べられましたが、農地改革がわが国の民主化、日本経済の発展のために寄与したことは、さきにも申し述べたとおりであつて、このことは、自作農民になった農民を含め、あの敗戦後の混乱の中で働き続けてきた勤勉なる日本国民の血と汗によつてもたらされた成果なのであつて、ひとり旧地主のみの貢献によるものではないのであります。(拍手)このことを忘れ、旧地主のみに目を奪われておるのは、国民不在の政治と指弾されても抗弁の余地はありません。

かように、調査結果によつても、また政府の趣旨説明によつても、再補償する根拠は断じてどこにもありません。總理の明瞭な御答弁をいただきたいのであります。

次にお伺いいたしますことは、この再補償との關連において、今後の農政のあり方についてであります。

この農地補償の要求の一つの理由として、農地改革によつて解放された農地が、その後の住宅、工場等の拡張により、不当な高価で転売され、旧地主はいかにも経済的損失を不当に受けているように思ひ、その損失の補償を要求しているのではありませんが、物価の高騰は何も農地のみに限ったことではありません。一般物価の高騰は、政府の地価対策、物価対策等について何ら確固たる政策のない結果であつて、非難さるべきは政府の無策そのものであると断ぜざるを得ないのであります。

す。(拍手)

今日、日本の農政は一つの曲がりかどに立っているといわれています。基本法農政は、農民そのものに信頼されないうえ、その計画は進まず、貿易自由化による農産物輸入の激増による国内農産物の圧迫、最近問題となつて農産物の流通機構の問題等、政府は全力をあげてこれらの問題に対処、取り組みなければならぬ現状に置かれておるのであります。かかるとき、旧地主に対してのみ再補償をするなどというしろ向きの政治を行なうならば、一千二百万の農民は、政府の農政に對しますます不信の念を強めるばかりだと思ふのであります。

さらに、この再補償に要する経費は、事務費等を含めましますならば、昭和四十年度の農林予算の実に四割をこえるものでありまして、一千五百億円以上の巨額に達すると見込まれておるのであります。これだけの巨額の金があるならば、曲がりかどに立っている農政を前向きに立て直すためにこそ使用すべきものであつて、これこそが農民のひとしく望んでいるところと信じているのであります。(拍手)總理並びに農林大臣の御所見を伺いたいのであります。

次に、この法案の提案経緯並びに再補償を実施することによつて生ずる問題に關連して伺いたいのであります。

今国会の再開冒頭に行なわれました總理の施政演説においては、一宅地部を新設するようなことでまで誇らしげに述べられていたにもかかわらず、この法案に關しては一言半句も触れておらないのであります。一千五百億円以上の巨額の経費を必要とする本法案を重要法案とは考へておらなかつたのかどうか。それとも、政府は、当初提案の意

思はなかつたが、旧地主団体と、それを支援する一部与党議員の圧力に屈し、党利党略の法案となつたのではないか。かつ、聞くところによると、行政内部においてさえ、この問題の所管官庁になることをきらつたほどのしろ向きの法案であることなどの事情から、施政演説により国民の前に明らかにすることを故意に怠つたものとも考えられるのであります。この国民をあざむく提案のしかたについて、總理は明らかにしていただきたいのであります。

次に、もしこの再補償が実施されることになりましたら、社会に及ぼす影響ははなはだ大なるものがあると思ふのであります。旧在外財産補償問題をはじめ、学徒動員、強制疎開等、さらには、空襲による人的、物的損害を受けた人々も直接の戦争犠牲者としてその補償を要求してくることは必然であり、すでにその声は高まつておるのであります。政府は、これらの人々に対して補償する決意の上に立つて本法案を提案されたのかどうか、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)この点については大蔵大臣の答弁をもちまして要求いたします。

いま政府は、財源難を理由に、社会保障制度を後退させるような、現に医療費の値上げ等を企圖しているのではありませんが、この不合理な旧地主のみの再補償を直ちに中止するならば、一千五百億円の財源が生まれるのであります。この額は、健康保険組合の赤字解消と地方公共団体の公営企業の赤字を埋めてなお余りがあるのであります。いま直ちにこの党利党略的な法案を撤回して、国民の願望にこたへるべきものと思ひます。

さらに、大蔵大臣に対しては、この一千四百五十七億の公債発行は、インフレ要因とはならない

か。また、従来の大蔵大臣の公債発行抑制の方針に反するものではないか、その点明らかにしたい。

總理府總務長官に対しては、何ゆゑこの仕事を總理府で引き受けられたのか。旧地主の生活保護の見地から厚生省とも関係があるので、農林省との総合調整上總理府で引き受けたというのがこれまでの答弁でありましたけれども、法案の内容は、工藤調査会の答申は全く変更され、面積を基準として一律の補償となり、厚生省の割り込む余地が全くなかった今日、總理府でかかえるべき法案ではないものと思うが、いかがでありますか。さらに、この作業を進める際は、地方公共団体の農林省の關係機關の協力を求めなければならぬのでありますが、手足を持たない總理府でこの仕事ができるのかどうか。それとも、万一この法案が通れば、その上で所管がえをするつもりであるのかどうか、伺いたないのであります。

以上、いずれの見地から見しても不法不当な本法案を撤回せられるよう強く望んで、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

この農地改革をいかに考えるかといふ第一のお尋ねであります。これは申すまでもなく、また、ただいま山内君が御指摘になりましたように、古い地主制度を基調とした農地制度を改革いたしまして、農村の民主化をはかり、同時に農業の生産性を上げた、これがわが国経済の各方面に好影響を与え、今日の発展のその基礎をなした、かように私は考えるのであります。(拍手)この点は、山内君と同じような考え方だと思ひま

す。

かように考えますと、この農地改革はまことに重大な意義を持つものであります。この農地改革において重要な役割りを果たしました旧地主の方々、いわゆる農地被買収者の方々、これがその貢献するところまことに多大であります。これを多とし、ここでこれらの人々に対して報償の措置を講じようというのが今回のこの法案でございます。(拍手)

私は、農地改革が大事であればあるだけ、また効果が大きければ大きかっただけ、これで幾多の貢献を果たされた旧地主の方々に對して報償することとは、これは国民の当然の責務だ、かように考えるのであります。どうか社会党の方々もこういう点に十分お考えをいたされまして、総調和のもと、お互いに理解し合つて、そうしてりっぱな社会をつくることに御協力を願ひたいと思ひます。

(拍手)

また、最高裁の判決につきましては、政府はかねてからこれを維持しております。したがいましめて、自作農創設特別措置法に基づいてのこの買収対価は、これは正當なものだ、かように考えますが、ただいま申し上げますように、今回の対策は、いわゆる買い増しだと、こういうものではない、いわゆる報償でございますから、その点は間違ひのないようにしていただきたい。(こまかすな)と呼ぶ者あり)また、ただいま、報償はこれにこまかすなというふうなお話がございます。再補償——しかし、よく法案を読んでいたいて、法文がいかにようになっておるか、十分御研究を願ひたいと思ひます。その点は間違ひのないように願ひます。

また、これは党利党略に基づくものではないか

というようにきめつけられておりますが、決してさうな意味ではございません。ただいま申し上げましたように、臨時農地等被買収者問題調査室におきまして十分調査、検討し、また世論の動向をも十分勘案いたしまして、慎重な結論を出しまして、ただいまのような処置をとることが最も適當な方法である、かような結論を得たわけでありました。(拍手)御了承いただきたいと思ひます。

また、調査会のお話が出ましたが、工藤調査会の答申では、いわゆる非常に困つた方に対しての融資の方法を考えた。しかし、この答申の中にも、農地改革が旧地主に与えた心理的な影響、これが強く残っているということを指摘しております。したがいましめて、これらについての措置を今回の調査室において結論を出したことは、これはいいことであつた、かように思ひます。

それから、今回のこの措置は、いわゆる農業政策、かような立場ではございませんから、いわゆる農政の面における農業基本法の推進、これは従前どおりやつていくわけでありまして、今回のものは、これは別個の立場からその必要性を感じておる、それでその措置をとつておる、かように御了承いただきたいと思ひます。

また、本法案はこれは重要なものであるが、施政演説にもなかつたではないか、どうしたのだというお話でございますが、これは前通常国会におきましてすでに提案されたものでありますし、これを今国会に再提出するということは既定の方針でございます。前臨時国会におきましてその点を明らかにいたしておりますので、今日別にあつて提出したわけではございません。

また、この種の処置をどれは戦後の關係の各種の措置も続いて行なわなければならないのではな

いか、こういうふうなお尋ねでございますが、御承知のように、戦後の処置につきましては必要に応じて解決をはかつてまいつております。引き揚げ者の給付金であるとか、あるいは未亡人であるとか、遺族に對する給付金等でございます。今回のこの処置は、これとはおよそ異なつております。戦後の措置ではございません。いわゆる戦争に基づくような処置ではないこの処置でございますので、いわゆる戦後処置と一緒になさらないように願ひたい、明らかにこれは区別すべきものである。以上のことを十分御了承いただきたいと思ひます。

残りは關係の大臣から説明させます。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま總理からも御答弁がございましたが、農地改革がなされなかつたといはしましたら、相当日本の国内も混乱し、非常に悪い立場に立つたと思ひます。そういう意味におきまして、農地改革は社会的にも政治的にも相當の効果があつた、こう認識しております。その農地改革に對しまして被買収者が相當の貢献をなしたことを多とし、その受けた影響を考慮して、農業政策とは別だ、農業政策とは別個の國政上の観点から検討されたものと承知しておりますので、これに反對すべき何ものもないのでございませう。(拍手)

第二には、農業基本法とか農地保有者制限の撤廃等に伴つて、旧地主の報償は旧地主の復活を企図するものではないか、こういうことでございませうけれども、いま小作料に依存して生活をしていこうというふうな地主の復活などというところは、これは考えられないことであります。とうていできないことであります。そういう意味で、旧

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案の趣旨説明に対する山内広君の質疑 朗読を省略した議長の報

三六四

地主の復活等を考へておるとは全然別個の問題でございませう。

第三には、このようなことを総理府で行なつて、農林省でやらないのはどういふことか、こういうことでございませう。農地被買収者に対する報償措置は、先ほどから申し上げておりますように、農地改革に対する被買収者の貢献を多として、その受けた影響を考慮して考へるものだ、農業政策と別個の観点から検討されたものと承知しておりますし、したがつて、報償に関する事務は、従来から調査を行なつてきておりますが、総理府において処理することが適当と考へて、報償事務の所管もこのような考へ方に基いて決定されたものであります。下部のほうはどうだ、地方公共団体との関係はどうか。農地被買収者に対する報償措置実施のための地方公共団体における事務処理機構につきましては、これが実施された暁におきまして、政府部内においての検討と、地方公共団体の意見に基づきまして定められることになりませう。その際に慎重に検討したいと思ひます。

第四に、この農地被買収者に対する報償措置が農政に大きな影響があるのじやないか、こういうことでございませう。農地被買収者に対する報償措置は、農地改革に対する、先ほどから再々申し上げておりますように、被買収者の貢献及び被買収者の受けた影響を考慮して、農業政策とは別個の国政上の観点から実施されるに至つたものであります。でありますので、農業政策としては、社会党の方々あるいは山内さんなどが否定をしておりまするけれども、農業基本法に基づく施策につきましては、従来に引き継ぎましてその充実強化につとめてまいりたいと考へております。したがつ

て、この措置の実施が農政の推進に支障を及ぼすものとは考へておりません。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 私からお答へするものは三点でございませう。非常に重要なことでございませうから申し上げます。

第一点は、政府はこのような施策を行なうための財源をもつて健保や地方公営企業の赤字対策等にしてはどうかというところでございませう。農地改革は、ひとり農民の、農村の民主化、農業生産力の発展のみならず、戦後の日本経済の発展に大きく寄与したことは御承知のとおりでございませう。しかしながら、反面において、これが画期的な変革でありましたことから、農地被買収者の中には、その生活や経済状態の大きな変動を来したしまったものが少なくないわけでありませう。これらの人々は心理的に大きな傷痕を持つておつたわけでありまして、この貢献した功績に対して、農地被買収者に対し報償金を上げようというところでございませう。でございませうから、いま農林大臣が述べましたとおり、より広い立場において行なう報償でございませうから、他の歳出要求とは別に考へるべきものだと思つておるのでございませう。

御指摘の諸問題につきましても、もちろん緊要なものでありますから、十分実態に応じて慎重に検討いたしておるわけでございませう。

それから、このような報償を旧地主に与える場合、在外財産に対する補償要求とか、その他いろいろな補償要求が出てきて、他に波及するというところでございませうが、総理大臣からお答へを申し上げますと、本件は直接戦争に関する補償というものではないわけでありまして、私がいま申し上げた農地被買収者の戦後における功績に対する処

置でございませうから、御理解を得たいと思ひます。

それから、この交付公債の発行というものと俗にいう公債発行論、またインフレ要因にならないかというところでございませう。本件に対しては詳しく申し上げます。いわゆる公債発行論ということ

は、国の歳出の財源に充てるために発行するものが公債というところでございませうが、この交付公債は、全部の額はきめてはございませうが、毎年度にわたつてこれを交付するわけでございませう。でありますから、一般会計の財源に充てるための公債というものは全然違つたということは御理解いただけたと思ひます。また、これが歳出財源を得るというものではなく、一応のワクはきめてはございませうが、国債整理基金特別会計からこの問題を処理いたすということとございませうので、インフレになるというような問題とは全然違つたということと御承知いただきたいと思ひます。(拍手)

〔政府委員白井莊一君登壇〕

○政府委員(白井莊一君) 私に対する御質問は、すでに農林大臣からお答へになったのでございませうが、せつかくの御指名でございませうから、重ねて御答へ申し上げます。

その御質問の第一点は、農地被買収者問題を総理府で所管する理由はどうか。さらに、法案が成立してもやはり総理府でやるのかという御質問でございませう。農地被買収者問題は、御指摘のよう

にこれはもう農地改革に係る問題ではありますけれども、この問題は、すでに総理からもお答へになりましたように、農政問題ではございませうので、そこで総理府において所管することが適当と考へたわけであります。今後とも総理府において担当していく考へでございませう。

もう一点は、この法案が通つて実施の段階においては地方の問題との調整をどうするかということとございませうが、この法案の実施の段階におきましては、政府部内における検討と地方公共団体の意見に基づいてきめられることと存じますけれども、その際に慎重に検討いたして実施をいたしてまいりたいと思ひます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 愛知 揆一君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
総理府総務長官 白井 莊一君
外務政務次官 永田 亮一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方行政連絡会議法
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る十九日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

首都圏整備委員会事務局長 吉田 伸一

(政府委員任命)

一、去る二十日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十九日付議長において承認した吉田伸一を去る二十日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(見込額書受領)

一、去る十九日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づき昭和四十年年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塚田 徹君

天野 公義君

地方行政委員

門司 亮君

大蔵委員

地崎宇三郎君

登坂重次郎君

社会労働委員

商工委員

通信委員

南 好雄君

藤本 幸雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

天野 公義君

塚田 徹君

地方行政委員

春日 一幸君

門司 亮君

大蔵委員

登坂重次郎君

地崎宇三郎君

社会労働委員

商工委員

通信委員

藤本 幸雄君

南 好雄君

(特別委員選任)

一、去る二十日、議長において、次の通り特別委員を指名した。

国際労働条約第八十七号等特別委員

秋田 大助君

稲葉 修君

奥野 誠亮君

木村 武雄君

小金 義昭君

澁谷 直藏君

田中 正巳君

田中 徳二君

八田 貞義君

藤枝 泉介君

大出 俊君

河野 密君

野原 覺君

安井 吉典君

栗山 礼行君

(特別委員互選)

一、昨二十二日、国際労働条約第八十七号等特別委員会において、委員長互選の結果、次の通り当選した。

委員長

大橋 武夫君

(理事互選)

一、昨二十二日、国際労働条約第八十七号等特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

理事

坂田 道太君

田中 龍夫君

田村 元君

中野 四郎君

藤枝 泉介君

小林 進君

多賀谷貞穂君

野原 覺君

(条約提出)

一、去る十九日、内閣から提出した条約は次の通りである。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件

(議案提出)

一、昨二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案

(議案受領)

一、去る十九日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

特許法等の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る十九日、委員会に付託された条約は次の通りである。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めの件(条約第二二二号)

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件(条約第一三三三号)

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件(条約第一四四号)

以上三件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)(参議院送付)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号)(参議院送付)

以上二件 商工委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めの件

昭和四十年三月二十三日 衆議院会議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

三六五

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長長の報告

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院において、第四十六回国会において同院から送付され、第四十六回国会及び第四十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方行政連絡会議法案

(質問書提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

わが国のエネルギー対策に関する再質問主意書 (鈴木二君提出)

国会の国政調査権と検察権との関係に関する質問主意書 (山田長司君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員春日一幸君提出会社更生法の適用等に関する質問に対する答弁書

会社更生法の適用等に関する質問主意書
右の質問主意書を出す。

昭和四十年三月十一日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 船田 中殿

会社更生法の適用等に関する質問主意書

今回突如として行なわれた山陽特殊製鋼の更生手続開始の申立ては、関係業界に直接重大な影響を与えたが、特に関連中小企業が受けた打撃はきわめて深刻で、その痛手はいかによつては、こ

れら関連中小企業の連鎖倒産を続出するおそれがある。

ついては、これら関連中小企業の救済は焦眉の急務と認めるので、次の諸点に關し、政府の見解を明らかにせられたい。

一 政府は、直ちに民間金融機関と政府関係金融機関を動員し、山陽特殊製鋼の関連中小企業に對し、緊急融資を行なわれしめ、これら関連中小企業の資金繰りと操業維持に遺憾なからしめるよう善処すべきものと考えらるがどうか。なお、本件に關し政府がすでにとつた措置並びに今後講ずべき措置について、具体的に説明せられたい。また、昨秋以来、山陽特殊製鋼は下請代金の支払を遅延しているが、これに對し公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法に基づき、いかなる措置をとつたか。

二 会社更生法の法意は、更生会社のみについて、その事業の維持再建が図られれば、よつて起こるべき関連中小企業の連鎖倒産のごときはあえて意に介しないという趣旨のものであるのではないかと考えるがどうか。

したがつて更生計画案の作成に当たつては、関連中小企業の連鎖倒産を防止するため、特に十分配慮善処すべきものと考えらるがどうか。

三 更生計画作成の基準としては、公正、衡平な差等を設けべきことと平等なことが要求されているが、「更生債権者及び更生担保権者について、その債権の少額なものにつき別段の定めをし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない」とされているので(会社更生法第二百二十九条但し書)、関連中小企業の少額債権については、中小企業保護という社会政策的考慮に基づいて、

全額一時払等の優先的取扱いが認められるものと解するのが、社会通念に合致すると考えるがどうか。なお、この場合、債権が少額であるかどうかの程度については、中小企業の保護に欠けないよう、相対的、弾力的に判定すべきものと考えるがどうか。

四 立法論としては、会社更生法中に関連中小企業保護の規定を欠いているのは法律の不備と認められるので、同法を改正して、関連中小企業の一定期間内の債権を共益債権として認めるとともに、共益債権とならない部分の債権については更生計画で優先的取扱いができるようにして、関連中小企業が自己の責任に基づかない不測の事由により破たんをきたすことのないようにすべきものと考えらるがどうか。さらに、更生手続開始の申立てがあつた場合には、政府は、関連中小企業に對し、金融機関をして緊急融資をなさしめるよう、金融措置に関する規定を会社更生法中に設けべきものと考えらるがどうか。右質問する。

昭和四十年三月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出会社更生法の適用等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員春日一幸君提出会社更生法の適用等に関する質問に對する答弁書

一、政府は、山陽特殊製鋼の倒産に伴い、健全な経営を行なつていく関連中小企業が連鎖的に倒産することを極力防止するため、関係金融機関の協力を強く要請し、金融機関もこれに應ずる態

勢をとつていく。これを具体的に述べると次のとおりである。

1 財務局および通産局においては、金融懇談会等を開催し、全金融機関に對し、関連倒産防止のための金融につき、協力を要請した。各金融機関は、この要請にこたえ、山陽特殊製鋼振出手形で期限の到来したものにつき、買戻し延期等の措置をとるほか、当面の運転資金の融通にも充分配慮している。

2 財務局および通産局は、その職員を姫路に駐在させ、関連中小企業の実態把握および取引金融機関との連絡に當らせている。

3 政府関係金融機関においては、関連中小企業の倒産防止につき特別の配慮を行なうこととし、必要に応じ資金の融通、既往貸付の条件緩和等、積極的な態度で臨んでいる。

4 兵庫県信用保証協会の債務保証を円滑に行なわせるため、県においては、兵庫のてんば率をこえる分について、損失保証することを検討している。

また、公正取引委員会は、山陽特殊製鋼株式会社本社工場に對し立入検査を行ない、下請代金の支払遅延の事実が認められたので、昭和三十九年八月下旬に同社に對しその改善を促すよう指導した。

二、会社更生法は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社について、事業の維持更生を図ることを目的とするものであるが、その際債権者、株主その他の利害関係人の利害の調節を図るべきものとされているので、更生計画案の作成に當つては、関連中小企業者も更生会社に對する債権者として、その利益について配慮されることとなつていく。

三、更生計画の条件は、同じ性質の権利の間では原則として平等でなければならぬが、少額債権等については、別段の定めをし、その他差等を設けることも、衡平を害しない限り、許される。したがって、更生計画において、関連中小企業者の少額債権につき、全額一時払等の更生債権者より有利な条件を定めることも、衡平を害しない限り、可能である。なお、このような有利な条件を更生計画において定め得るか否かは、債権額のほか、債権発生の際、時期、弁済期等も考慮して衡平の見地から決められるべきものと考えらる。

四、中小企業の利益を保護すべきことはいうまでもないが、更生手続においては、すべての利害関係人の衡平を図ることが必要とされているから、関連中小企業者の債権についての一定期間内のもを共益債権とし、その他のものを更生計画において有利に取り扱うことについては、他の債権者との衡平上慎重に研究を要する問題であると考えらる。

また、関連中小企業者に対する緊急融資を法律上義務づけることは、民間金融機関については、その性格上、適当とはいえない。また、政府金融機関についても個別の融資についての判断は、それぞれの金融機関に委ねることを原則とすべきである。なお、実際上は、金融機関は政府の要請を受け、これを尊重して、関連中小企業者の救済に当たっている。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 通商関係事務の増大に対処し、輸出の振興とこれに密接に関連する経済協力とを一体として強力に推進するため、現在膨大な規模となつて通商局を二局に分割して、新たに貿易振興局を設置し、同局に経済協力部を移管するとともに機構の膨張抑制の見地から輸出振興部を廃止すること。

2 特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機能の充実等のため、定員を二九人増員して、次のように改めること。

本省 一、二七二人(増員四〇人)
特許庁 一、四一四人(増員九九人)
中小企業庁 一六七人(増減なし)
合計 二、八五三人

なお、施行期日は、昭和四十年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、通商産業行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十年一及び特別会計予算にあわせて約六千八百四十三万円が計上されている。

昭和四十年三月十九日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

(別紙)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法の実施にあつて次の諸点に配慮すべきである。

一 貿易振興局の新設にともない、輸出行政と輸入行政との所管局が異なることになるので、新設局と通商局との緊密な連絡体制の確立等、行政運営上特段の配慮を払い、もつて通商行政の一体的かつ総合的な遂行に遺憾なきを期すこと。

二 工業所有権にかかる出願処理の迅速化を推進するため、人員の充実等諸般の措置を計画的かつ適確に実施するほか、制度自体特に実用新案制度の抜本的改善についても速やかに成案を得るよう努力すること。

右決議する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、昭和二十九年アメリカ合衆国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結したが、同条約は、昭和三十二年及び昭和三十五年に署名された議定書によつて修正補正され、日米両国間の二重課税の排除に大きな役割を果たし、両国間の経済活動の円滑化に役立ってきたが、さらに投資所得に対する源泉地国課税の税率等を修正補正するため、昭和三十六年十二月以来交渉を行つてきたが、案文につき合意に達したので、昭和三十七年八月東京において本議定

書に署名を行なつた。

本議定書の主たる内容は、現行条約において、配当に対する源泉課税をわが国が免除し、米国の所得の二十五パーセントを米国投資家の所得税額から控除することと規定していた点を改め、相互に相手国の投資家に対し十五パーセント(親子会社間には十パーセント)を限度とする源泉地国課税を行ないうることとする。と、利子及び使用料に対する課税の税率の限度を十五パーセントから十パーセントに引き下げること、現行条約の運用改善のための補足規定を設けたこと等である。

本議定書は、批准書交換の日(効力を生じ、利子、配当及び使用料に対する改正にあつては、批准書の交換が行なわれた年の翌年の一月一日以後に行なわれる支払について、その他の改正にあつては、前記の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得又は利得について、それぞれ適用することになつてゐる。ただし、日本においては配当について二年間は現行のままとし、次の一年間は七・五パーセントとし、第四年目から本改正を適用することになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本議定書の締結により、税制面を通ずる日米両国間の経済交流は、一層促進されるものと期待されるので、妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

昭和四十年三月十九日

外務委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十一年スウェーデンとの間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結したが、同条約は両国間の二重課税の排除に大きな役割を果たし、経済活動の円滑化に役立って来たが、さらに投資所得に対する源泉地国課税の税率等を修正補足するため、昭和三十八年四月以来交渉を行なっていたが、案文につき合意に達したので、昭和三十九年四月東京において本議定書に署名を行なった。

本議定書の主たる内容は、条約の対象となる租税の中に所得に対する地方税を新たに加えたこと、使用料、無体財産権の譲渡益、親子会社間の配当及び利子に対する源泉地国課税の税率の限度を現行条約の十五パーセントから十パーセントに引き下げること、現行条約の運用改善のための補足規定を設けたこと等である。

本議定書は、批准書交換の日に効力を生じ、その交換が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用することになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基

づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書の締結により、税制面を通ずる日本・スウェーデン両国間の経済交流は、一層促進されるものと期待されるので、妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十年三月十九日

外務委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、カナダとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、昭和三十九年五月以来交渉を行なっていたが、案文につき合意に達したので、昭和三十九年九月五日東京において、本条約に署名した。

本条約は、両国が相互に所得に対する租税に關して二重課税を回避し、及び脱税を防止することを希望して締結されたもので、適用の対象となる租税、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権等の使用料及びその譲渡から生ずる利得の課税、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租税の免除、自由職業等の人的役務の報酬に対する課税方法、短期滞在の教授、学生及

び事業修習者に対する租税の免除、両国の二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、本条約は批准書交換の日に効力を生じ、かつ、わが国においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、カナダにおいては、その年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた金額について源泉徴収される租税及びその年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税について適用するものとし、この条約の効力発生の日から三年間経過した後はいつでも、いずれの一方の締約国も他方の締約国に対し、六月三十日以前に終了の予告を与えることによつてこの条約を終了させることができ、この場合、わが国においては、その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、カナダにおいては、その年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた金額について源泉徴収される租税及びその年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税について効力を失うことになつて

いる。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とカナダとの間の経済、技術及び文化の交流を促進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十年三月十九日

外務委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、フランスとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を締結するため、昭和三十七年五月以来交渉を行なっていたが、案文につき合意に達したので、昭和三十九年十一月二十七日パリにおいて本条約及び本条約の不可分の一部をなす追加議定書に署名した。

本条約は、両国が相互に所得に対する租税に關して二重課税を回避することを希望して締結されたもので、適用の対象となる租税、不動産及びその譲渡から生ずる収益に対する課税方法、農林業の所得に対する課税方法、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当、利子及び無体財産権等の使用料及びその譲渡から生ずる利得の課税、自由職業の所得、勤務に対する報酬、一方の国の居住者が相手国の法人の役員として取得する報酬及び退職金等の報酬に対する課税方法、公務遂行者、短期滞在者、学生、事業修習者及び短期滞在の教授等に対する租税の免除、本条約に規定されない所得に対する居住地国課税制度、両国の二重課税の排除方法及び租税上の内国民待遇の相互供与等について規定している。

なお、本条約は、それぞれの憲法に従つて承認されるものとし、憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日の後一箇月で効力を生じ、かつ、フランスにおいては、配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に關しては、この条約の効力発生以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに、その他の租税に關しては、通告の交換が行なわれた年以後の各年において、又はその各年に終了する事業年度において生ずる所得について、わが国においては、効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとし、この条約の発効の日から五年を経過した後は、いずれの年においてもその年の末日の六箇月前に終了させる意思の通告を行なうことによつてこの条約を終了させることができ、この場合、フランスにおいては、配当、利子及び使用料について源泉徴収される租税に關しては、終了について通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に支払が行なわれるこれらの収益について、並びに、その他の租税に關しては、その通告が行なわれた年の翌年以後の各年において、又はその各年に終了する事業年度において生ずる所得について、わが国においては、その年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失ふことになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件議決理由

本条約を締結することは、わが国とフランスとの間の経済、技術及び文化の面における交流

が一層促進するため妥當な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十年三月十九日

外務委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

國際復興開發銀行等からの外貨の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

(1) 従来、國際復興開發銀行等(以下「世銀等」という。)からの借入れ及び外貨債についての政府保証の限度額は、保証を受ける各法人ごとに定められていたが、これを予算をもつて定める総額の範囲内で一括して定めることができることとする。

(2) 世銀等から借入れをしてゐる法人のうち、その借入契約に基づき債券を引渡す必要があるものについて、借入金額を限り債券を発行することができることとする。ことに、世銀等に引渡すための債券及び外貨債について、外国の銀行、信託会社等への事務委託の規定を設ける。

(3) 世銀から借入れをしてゐる法人の財産について、他の法律の規定上、特定の者が優先弁済を受ける権利を有することとされているときは、世銀はそれと同一順位の優先権を有することとする。

(4) 世銀に引渡すための債券及び政府が保証契約をした外貨債の利子及び償還差益については、原則として租税その他の公課を課さないこととする。

二 議案の可決理由

世銀借款や外貨債の発行については、その年度中に借入れを受けるそれぞれの対象機関や個々の発行銘柄を計画当初の時期に確定することには市場の状況等から困難があり、未確定の段階で個々の計画を明示することは適當でないもので、これを一括計上し、また、政府保証の限度額もその総額を示すこととするのは適當な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十年年度財政投融资計画における原資として、産投特別会計の負担による外貨債六千五百萬ドル及び政府保証外債六千五百萬ドル、合計一億三千萬ドルの外債発行が予定されている。また、世銀からは一億五千萬ドルの借入れが予定されている。

昭和四十年三月十九日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主たる内容は、次の通りである。

(一) 酒類業組合等(酒類業組合、同連合会および同中央会)は、原価の引下げ等組合員の経営の合理化を遂行するため、とくに必要がある場合には、酒類の原材料の購入または酒類の品質等について、いわゆる合理化カルテルとしての規制を行なうことができることと

なつてゐるが、今回さらにこれらに加えて、酒類の販売方法についても規制を行なうことができることとしている。

(二) 昨年の六月一日より酒類の基準販売価格が事実上廃止されたので、これに即応して、酒類業組合等がその事業として行なうことができるいわゆる不況カルテルの要件について、その表現を改めるとともに、大蔵大臣が協定の認可をするに当たつて不況の事態が生じているかどうかを判断する場合には、中央酒類審議会に諮問して定める基準に従わなければならないこととしている。

(三) 酒類業組合等が所有し、かつ、使用する事務所および倉庫に対しては、農協等の例にならい、固定資産税を課さないこととし、このため、この法律の附則において、地方税法の一部を改正することとしている。

なお、右に伴う減収額は、昭和四十年度において約七百五十萬円と見込まれている。

二 議案の可決理由

最近における酒類の取引の状況等にかえりみ、適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年三月十九日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

国立養護教諭養成所設置法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の養成を図ることを目

昭和四十年三月二十三日 衆議院會議録第二十一号 議案に関する報告書

〔別紙〕

国立養護教諭養成所設置法案に対する附帯

決議

一、養成所の増設については、速やかにその実現に努力すること。

一、養護教諭が保健教科を担当する場合は、労働過重にならぬよう配慮すること。

的とするもので、その要旨は次の通りである。

1 国立養護教諭養成所（以下「養成所」という。）を設置することとし、養成所は、北海道学芸大学及び岡山大学に附置すること。

2 養成所の修業年限は三年とし、その入学資格は高等学校を卒業した者とする。

3 養成所に所長のほか、教授、助教授、助手その他所要の職員を置くこと。

4 養成所における授業料その他の費用の徴収の猶予又は免除について規定を設けること。

5 養成所の卒業者は、大学に編入学することができる。

6 養成所の卒業者に対して、養護教諭二級普通免許状及び保健の教科に関する中学校教諭二級普通免許状を授与することができるよう教育職員免許法を改正すること等関係規定を整備すること。

7 この法律は、昭和四十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

養護教諭需給の実情にかんがみ、これが養成を行なう国立養護教諭養成所を設置することは、時宜に適したものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度文部省所管国立学校特別会計予算に、二千五百十一万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月十九日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第二十号中止誤

ページ 段 行 誤

三六 一 三 減税

三三 二 二 ような

減取 正

ように

定価 一部 二十五円

（ただし長篇紙は三十円）
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂英町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二（千）

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可